

第三十三回国会 衆議院 災害地対策特別委員会厚生労働等小委員会會議録 第二号

(九〇)

昭和三十四年十一月十七日(火曜日)

午前十一時三十三分開議

出席小委員

小委員長 三田村武夫君

小島 徹三君 小林 錦君

河野 孝子君 田中 正巳君

渡海元三郎君 伊藤よし子君

太田 一夫君 五島 虎雄君

滝井 義高君 八木 一男君

出席政府委員

自治政務次官 丹羽喬四郎君

総理府事務官 奥野 誠亮君

(自治庁財政局長)

厚生 技 官 川上 六馬君

(医務局長)

厚生 事務 官 高田 正巳君

(社会局長)

厚生 事務 官 大山 正君

(児童局長)

厚生 事務 官 太宰 博邦君

(保険局長)

労働政務次官 赤澤 正道君

労働事務官 百田 正弘君

(職業安定局長)

小委員外の出席者

大蔵事務官 岩尾 一君

(主計官)

大蔵事務官 磯江 重泰君

(銀行局特別金 融課長)

厚生 技 官 聖成 稔君

(公衆衛生局長)

環境衛生部長

十一月十七日

小委員滝井義高君同日委員辭任につき、その補欠として五島虎雄君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の會議に付した案件

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出第八号)

昭和三十四年八月及び九月の水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出第九号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案(内閣提出第一〇号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案(内閣提出第一一号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案(内閣提出第二五号)

昭和三十四年八月及び九月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案(内閣提出第一四号)

昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の水害に關する特別措置法案(内閣提出第一五号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出第二〇号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律案(内閣提出第二二号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に際し被害を受けた者の援護に関する特別措置法案(伊藤よし子君外十四名提出、衆法第一号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十九名提出、衆法第七号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害による消費生活協同組合の協同施設等の災害復旧に関する特別措置法案(岡本隆一君外十六名提出、衆法第八号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出第八号)外十一件、並びに昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害

により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案(伊藤よし子君外十四名提出)外七件、以上二十件を一括議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き質疑を行ないます。

滝井義高君。

○滝井小委員 大蔵省が見えるまで、国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案——上の方の問題はどけて、国民健康保険事業に対することからやらしていただきたい。

昨日の答弁では、直営診療所の補助金は三分の一だったのですが、現在、今度の指定を受ける地域の国民健康保険の直営診療所は一体どの程度の被害を受けておるのか、直営診療所の被害状況というのを、まず御説明願いたいと思います。

それから、特に小委員長にお願いしておきたいのは、厚生省の六つの法律に対する適用基準を、それぞれの法案が衆議院を通過するまでに出してこれというものを要望しておきましたが、小委員会をあげる前に、やはり出していただかないと工合が悪いと思うのです。従つて、できれば、きょうの午後くらいにそういう基準を出してもらいたいと思つてゐます。六本の法律に適用される基準ですね、これを出していただきたいと思つてゐます。これを要望して、今の国民健康保険の直営診療所の被害状況、これを一つ先に御説明願いたいと思つてゐます。

○本宰政府委員 私の方の大急ぎの調査でございますが、被害地域で、災害救助法の適用を受けております地域に

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出第八号)外十一件、並びに昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案(内閣提出第一四号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に關する特別措置法案(内閣提出第一五号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出第九号)

昭和三十四年八月及び九月の水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案(内閣提出第一一号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案(内閣提出第二五号)

昭和三十四年八月及び九月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案(内閣提出第一四号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に關する特別措置法案(内閣提出第一五号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(太田一夫君外十六名提出、衆法第二三三三三)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に際し被害を受けた者の援護に関する特別措置法案(伊藤よし子君外十四名提出、衆法第一号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十九名提出、衆法第七号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害による消費生活協同組合の協同施設等の災害復旧に関する特別措置法案(岡本隆一君外十六名提出、衆法第八号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出第八号)外十一件、並びに昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害

により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案(伊藤よし子君外十四名提出)外七件、以上二十件を一括議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き質疑を行ないます。

滝井義高君。

○滝井小委員 大蔵省が見えるまで、国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案——上の方の問題はどけて、国民健康保険事業に対することからやらしていただきたい。

昨日の答弁では、直営診療所の補助金は三分の一だったのですが、現在、今度の指定を受ける地域の国民健康保険の直営診療所は一体どの程度の被害を受けておるのか、直営診療所の被害状況というのを、まず御説明願いたいと思います。

それから、特に小委員長にお願いしておきたいのは、厚生省の六つの法律に対する適用基準を、それぞれの法案が衆議院を通過するまでに出してこれというものを要望しておきましたが、小委員会をあげる前に、やはり出していただかないと工合が悪いと思うのです。従つて、できれば、きょうの午後くらいにそういう基準を出してもらいたいと思つてゐます。六本の法律に適用される基準ですね、これを出していただきたいと思つてゐます。これを要望して、今の国民健康保険の直営診療所の被害状況、これを一つ先に御説明願いたいと思つてゐます。

○本宰政府委員 私の方の大急ぎの調査でございますが、被害地域で、災害救助法の適用を受けております地域に

おいて直営診療所の被害を受けました  
 施設の数は、大体百八十三でございます  
 す。施設の数は二千百六十あまりある  
 ようでございます。

○滝井小委員 百八十三カ所、二千百六十を、病院と診療所に分けて一つ御説明願いたい。

○太宰府委員 病院の方は四十九で、診療所の方が百三十四でございます。

○滝井小委員 二千百六十の施設は何ですか。

○太宰政府委員　ちよつと、先ほどの答弁で、災害救助法の適用があろうがなかろうが、要するに被害を受けました地域にあります直営診療所の総数が二千六百六十であります。そのうち、被害を受けた直営診療所の施設が百八十でございます。

○滝井小委員　そうしますと、百八十  
三カ所のうち、病院四十九と診療所百  
三十四になる。これは予備費から出す

ことになっておるのですが、幾らの予備費を一体これにつき込む所存なんですか。予備費というのは、財政法五条で予測することのできない経費に充当するのが予備費なんです。こういふようにはつきりわかっておるわけですね。幾ら予備費からおもいらいになるのか、まず、被害額をどの程度に見積もられておるのか、被害額を言つて、それから予備費から幾ら出る、こういうことを一つ御説明願ひたい。

○太宰政府委員　ただいま申し上げます百八十三の施設というのは、その中には、たとえば、屋根板一枚をとられたというようなものも、実は報告がきておるわけでありまして。これは常識的に問題にならぬものです。そこで、

大体私の方で、これは何とかせねばならぬというふうに考えております施設を拾って参りますと、五十九ほどの施設になります。それで、その被害総

額は、報告でありますので、大ざっぱになります。約五千三百万見当と、大体その報告を基礎にして私ども考え

ております。そういったしますと、それに補助を三分の一いたしますと約千七、八百万というところであらうか、

かように考えておるわけでございます。

○滝井小委員　そりますと五十九カ所、五千三百万円の三分の一で千七百

万ないし千八百万の予備費の支出が必要となってくるわけです。この額につ

いては、もう大蔵省で大体まとまつておるのですか。

○太宰府委員　大ざっぱな見当では、大体この辺でまとまると思ひます。あとは詳細なものを拾つていくことに相なります。

○滝井小委員　医療法の三十一條の公的医療機関の中には、直営診療所は入つておるかどうか。

○川上政府委員　入つております。

○滝井小委員　そうしますと、他の公的医療機関を、わざわざ特別措置法を作つて二分の一としたのに、特にその中から、国民健康保険法における、しかも、公的医療機関に入る直営診療所をなぜ除かなければならなかつたかという理論的な根拠を御説明願ひたい。

○太宰府委員　これは従来から公的医療機関の中に入つておりますが、国民健康保険の直営診療所につきましては、国民健康保険法の方の規定によつて考へるといふことに相なつております。

○滝井小委員 国民健康保険法の規定の中に直営診療所があるからそういう

も、特に今度の災害というものは、特別の措置をして、公的医療機関のため

に何らかの救済の措置をとらうというわけなんです。それは医療法の三十三条をごらんになりますと、「国庫は医療

の普及をはかるため特に必要がある」と認めるときは、都道府県、市町村その

他厚生大臣の定める者に対し、その開設する公的医療機関について、予算の

定める範囲内においてその設置に要する費用の一部を補助することができ

とだった。ところが、今度は民間災害が多いのです。そうすると、公共的な施設より民間の人たちが激甚な被害を受けたということになると、国民健康保険一部負担金の支払いも、保険料の支払いもなかなか順当にいかない。そうすると、なるほど法律の建前は五分の調整交付金がある。その五分の調整交付金で、非常事態には調整交付金の中の他の特別調整交付金といえますか、そういうもので出すことになっておるらしい。ところが、そういうものは普通の災害であって、今度の愛知、三重、岐阜等の災害は異常災害です。いわゆる激甚地という言葉をもち、異常災害です。そうすると、そういうものに八割ということでは、やはり納得がいかぬところがある。しかも、この一部負担金の減免額や保険料の減免額といふものは、百分の五以上という限界がついておるわけです。そこで、これは一体どうしてこういう私の言葉でいえば、けちなことになったのかというところなんです。あなた方が皆保険政策をやるうとする場合に、少し大ぶるまいをやれとは言いませんが、国民健康保険をやっておる方には、これだけのことを政府は努力してやりやすうという、それだけのやほりゼスチュアぐらいは示さなければいかぬと思うのです。それを直営診療所は準備費だ。今度の減免額といふものも思い切って減免した。全額を国があげましようという気魄がない。一体あなた方は、保険料の減免額や一部負担の減免額の総額といふものは、どの程度に見ているのか、これをまず御説明になつて、そして今のことを御答弁願いたいと思います。

○本府政府委員　まず、御質問に就いて保険料及び一部負担の減免の予想額でございますが、大体三億一千三百万と踏んでおります。

そこで、だんだんお話がありました点についてお答え申し上げますが、二十八年度に滝井委員が御提案になったときは、補助が八割と言われましたが、実際は貸付が八割で、二割が補助です。(滝井小委員「そうか」と呼ぶ)そういうふうになつておりました。それで、お話にもございましたように、こういう災害の際に貸付をやるといふことは、これは償還でございますから、それよりも、できるだけそういう場合には、国でめんどうを見るのがいいと私は思っております。そこで、現在、御指摘のように特別調整交付金といふものがございまして、その中では、こういう災害がありましてした場合においては、保険料の減免及び一部負担金の減免につきまして、その十分の八を補てんするような制度を今私どもとて、実行しておるわけでございまして、なぜその十分の八にいたしましたか申しますと、これは保険料なり一部負担金の減免をやりますのは保険者、すなわち、市町村に一任しておるわけでございす。従いまして、さうな場合に自由に減免させて、そして国が全部まかなくといふことは、どうも適當ではないと考えまして、最大限のところが大體十分の八でございまして、生活保護法等においても、御承知の通り、国が出しますのはやはり十分の八でございす。さうな点で、今日私どもは十分の十を補てんいたしませんで、十分の八をやるといふところが、まずまず最大限のようになつておるわけでござい

ます。その調整交付金でもって、災害が起きました場合には、まずまかなう仕組みになつておるわけでございす。が、今回のような大災害でございすとも、私どもが予想いたしましたところでも、この特別調整交付金では足りないであらうといふふうに考えたものでございす。さればといって、この調整交付金全体のワケを広げるといふことは、いろいろの關係で困難でございすので、この特別立法をいたしたようにな次第でございす。

○滝井小委員　この計算ですね。調整交付金の中には、特別のものや普通のものとあるわけですね。そこで特別のものは災害等のときにいくわけですね。そうしますと、それは十分の八じゃありませんし、十分の八以内でやるわけでしょう。従つて、この場合の計算の仕方というものは、一体どういう計算になるのですか。交付金というものは、普通調整交付金と特別調整交付金と二本建になつておるわけでしょう。そうすると、たとへば、愛知のようなところで国民健康保険をやつて非常に被害を受けたのは、災害の場合の特別調整交付金と、それから、その地区全部が災害というわけにいかぬのだから、普通の交付金もいくのですか。この計算の仕方は、この文章をしろつとが読んでもわからぬ。僕は何回も読んでみて、ようやくこういうことだといふことがわかつて質問もしてゐるのですが、これはしろつとが何回読んでも実態がわからない。一体これは具体的にどういう計算の仕方になるのですか。

○本府政府委員　滝井委員はすでに御承知の通り、新しい国民健康保険法で調整交付金という制度を設けました。

これは給付費総額の五分ということでございます。その調整交付金を二つに分けて、八割が普通調整交付金といふものでございす。これは国保が普通の運営をいたしておりましたも、立地条件その他によつて非常に赤字が出るといふものにつきて、一定のものをさしでもつて配付いたしました。それから、異常な場合につきましては、特別調整交付金、これは残りの二割でございす。この八割と二割との間には、彼此融通し得るような弾力性を持たせてございす。その異常な場合と申しますのは、一番いい例が、こういう災害のときなどでございますが、そのほかに、非常に流行病がはつた場合とか、あるいは特に結核のひどい地域において、結核性のあれがあるといふようなものが幾つございす。時局を急ぎまして、この災害のときで申し上げますれば、この災害が起りましたときに、当然その被保険者である市町村民が罹災をいたしました。その結果として保険料も払えなくなる、あるいはお医者さんにかかつて、その一部負担が払えなくなる、こういう場合が起きました場合に、これはこの国保の保険者がその保険料及び一部負担金を減免し得るような規定があるわけでございまして、それに基づいて減免する、減免するといふことは、すなわち、保険者がかぶるといふことでございすから、従つて、保険者がそれによつて、その保険料の減免の分は自分の方でまかなわなければならぬ、お医者さんに対しては、その一部負担減免をした分については保険者が払うということになりますから、結局、保険財政に穴があくわけでありま

す。その穴のあきます分については十分の八、調整交付金の三十三年度の規定ではその八以内ということになつております。大体十分の八以内とありますけれども、十分の八を出してあります。これを特別調整交付金でもつて保険財政の穴を埋めてやる、こういうことであります。その十分の八と申しますのは、先ほど申しました理論であります。そこで、今度の災害でも、これがまず第一的に発動するわけでございす。従いまして、これでまかなえずなれば、あえて特別立法をする必要はないわけでございますが、私もいろいろ調査して、また予測いたしましたところによりますと、今度の災害におきましては、おそらく、従来私どもがこういう方面に回し得ると自分の方が踏んでおつた特別調整交付金の額ではまかない切れないという考えを持ちましたものでございすから、その足りない分を、この特別措置法といふものにお預けして、それに伴う予算を計上したうなわけでございす。従いまして、順序から申しますれば、調整交付金の分が先に発動いたします。そして、それが足りなくなつてきたときに、この特別措置法の分がそれを補う、こういうふうになるうかと思ひます。

○滝井小委員　そうしますと、災害激甚地によく調整交付金の、いわゆる五割の中の八割に当たる分といふのは、これは平均的に全国どの町村にもいくわけですね。そうすると、愛知や何かに特に重点的にいく分は、二割の分についてだけだ。災害があつたのですから。そうしますと、私はその二割の分については十分の八生かして、

三

第二類第一号(附属の一) 災害地対策特別委員会厚生労働等小委員会議録第二号 昭和三十四年十一月十七日

そのうちから、また調整交付金の額を今度は引かなくてもいいじゃないかと、いうわけですね。だから、その場合に、これは十割でなくても、二割の分についてだけでもいいのですから、その分をもう少し、——今公選の市町村長ですから、未収の分は全部これに回してしまおうというところが起こってもいいかぬから、それなら八割と言わずに、九割という割合にしてもいいのです。それはなぜかという、その算定の一基基礎になつてゐるのは、百分の五に相当する額を初めから除外しておるわけですね。この百分の五はどうか根拠から出たか知りませんが、百分の五に相当するものは、保険料の減免額や一部負担金の額から初めから除外して、おるわけですから、そこらあたりをもう少し……

○太宰府委員 この百分の五以上である場合といふのは、要するに基準でございまして、つまり、こういう災害地におきまして減免措置いたしたとしても、その額が全体の保険料の額なり、一部負担金の減免した額のうちの大半の割合ではないというものであるならば、国が特にこういう援助をする必要性も非常に薄いわけではございませう。そこで、端的に平たく申し上げます、相当の額以上出た場合に初めて見る、こういうふうなものを作つたわけではございませう。従いまして、それをどこで引くかというところで問題があるわけですね。二十八年のときには、それが百分の十でありました。しかも、それに重ねて二十万円というあれがありました。私の方は、今回は百分の十というの、やはりどうも重いということ、で、百分の五というところに線を

引いたわけではございまして、これは相当低いところに線を引いたつもりでございませう。それは今回に限りません。調整交付金の方で、やはり百分の五というのがまず出ておりました。そこで、これは先ほど申しましたような、わく因縁で作つた特別措置法でございませう。調整交付金と歩調を合わせるといふことで、百分の五を調整交付金の方ですてにとつてございませう。で、それをこちらがとつたわけではございませう。これは、そのものさしにすぎないわけではございませう。計算いたします場合は、全部について計算いたします。

○滝井小委員 私は、根本的なものの考え方として、調整交付金というものと、今度の災害と関係を持たせるところに問題があると思ひます。二割の医療給付費に対する補助金はべたに出します。それで、五分は財政の特に苦しくなつたところに弾力を持つてあげます。ところが、これは普通の状態です。ところが、これは普通の状態を考へて言つておるわけなんです。五分の調整交付金だつて、普通の状態、普通の災害その他を考へておる。今度の災害の災害のときは、当然私は、通常の災害のときは、当然私は、その五分のほかに、全然五分とは関係なく、別にプラス・アルファというものをもういふ地域に国保として持つていくべきだと思ひます。それを、五分の調整交付金と関係を持たせてやると、ここに問題があると思ひます。現在、全国の国民健康保険をやつてゐる町村の世論を聞くと、このごろ山形からどこかで大会がありました。社会党は三割の医療給付費に対する国の負担を主張しているが、市町村の諸君は、

もはや四割を主張している。自民党さんは二割、世論の半分しかいってゐるわけですね。そういうときに、今度災害のあつたものを、五分の調整交付金と関係を持たして問題を処理していくという考え方は、それは三十六年から皆保険をやろうとする政府の態度として熱意が欠けているといふわけはなからぬ。当然、こういう災害のときは、そういうけちな五分の調整交付金と関係を持たせずに、別個に出すべきだと思ひます。しかも、三億一千三百万円の減免が予想されるといふ、こういうときに、あなたの方の予算で見ますならば七千七百万円しか出ておらぬわけですね。これは新しく追加して七千七百万円ですが、一体本来の調整交付金の五分のワクの中から幾ら出ていくのですか。

○太宰府委員 三億一千三百万円と予定をいたしまして、その十分の八でございまして、二億五千万円ほどが総額に相なるかと思ひます。それから調整交付金と関係を持たせるところに問題があるので、別個に出すべきだといふことではあります。調整交付金自体が、その五分といふのが多いか少ないかは別問題といたしまして、その中に、やはり普通調整分と、こういう災害等の場合に備へますところの特別調整交付金といふものがあるのは、これは私はしかるべきものだと考へておるわけではあります。従いまして、災害が起きたときには、そこでまかなふべき場合にはそこでまかなつていくというのが従来のやり方ではございませう。で、そこでまかなふ。しかし、大災害になりまして、この額が非常にふえるというのを予測いたしました場合には、それは、それではとてもまかなえない。そ

うしますと、必ずほかへひずみがいけるわけではございませうから、それを避けますために、私どもが大体災害等に回し得ると考へたもので不足いたしました分を特別措置法にお願ひしたような次第でございませう。

○三田村小委員長 滝井君に申し上げますが、大蔵省から岩尾主計官が出席しました。

○滝井小委員 それから銀行局と理財局に来てもらひたい。それが一番で、きのうから要求しておる。

実は、なぜそういう心配をするかといふと、普通調整交付金と特別調整交付金との八割と二割との間に彼此無碍、相融通するといふ点があるからなわけです。そうしますと、全国にいかなければならぬ普通の八割の方から、金が足らないといふことになる。大蔵省はすぐに二割の方に取つてしまふのです。また出しなさいと言われるわけですね。だから、異常災害のときは異常災害で、別建てにして考へてもらひたいといふのは、そこなんです。

○太宰府委員 御質問のように、七千七百万円くらいのことではございませう。片方をへこまして出そうと思へば出せぬことはございませうが、それにもかかわらず、こういうふうな特別措置をお願いして、七千七百万円別に出しましたところに、政府としては、御心配になつてゐるようなことは毛頭考へていないといふことを御了承承いたしたいと思ひます。

○滝井小委員 その点は、また機会をあらためてやることとして、岩尾さんがおいでになりましたので、お聞きします。

この直営診療所に、予備費から災害復旧のために三分の一のお金を出すことになつてゐますね。これはあなたの方では幾らくらい予備費で出すおつもりですか。

○岩尾説明員 予備費から幾ら出すかといふことは、今後の厚生省との折衝の結果でありまして、今申し上げられませう。

○滝井小委員 それはおかしいですね。予備費といふのは、予測することのできない場合に使うのです。今度の場合は予測できているわけですね。災害があつてから一カ月半、足かけ二カ月になるわけですね。しかも、百八十三カ所の国民健康保険の直営診療機関が災害を受けてゐるわけですね。その被害額その他も大体はつきりしておるわけですね。そうしますと、当然法律で補助金の額も三分の一としまつておる。それをあなたの方が出せない、こういうことでは納得がいかない。それだったら、われわれはこれを通しませんよ。

○岩尾説明員 出さないといふわけではございませう。幾らの額になるかといふことは、今はつきり申し上げる段階ではないといふことを申し上げたのです。

○滝井小委員 出さないとは言わないけれども、額はきまらぬといふのはおかしい。他のものは法律を作つて額がきまつておる。予算を作つて、こうして出てきておる。なぜ直営診療所だけ出ないのか。今から保険料を何人が払わないかわからないのです。また、一部負担金はどのくらいが免除されるかわからないのです。そういうわけから、将来のものは、大蔵省が七千七百万円出した。現実に災害がはつきりし

ている、客観的に見てそれが見てもら  
かるものに金を出さないというの、は  
論理が通らないじゃないですか。

○岩尾説明員 今申し上げましたよ  
うに、出さないというふうに申し上げて  
いるわけではございません。額がはつ  
きりしないというのを申し上げたの  
で、一般的に今回予算でやろうと考  
えておりますのは、たとえば国立そ  
の他の関係で実際に財務局の方から被  
害を調査して、その結果に基  
づいて復旧額をきめなくてはならない  
ものであるとか、あるいは金額が非常  
に少ないものについて、予備費でやろ  
うというにしております。本質で  
計上いたしておるものは、はつきり被  
害がわかっておるかとおっしゃると、一  
応いろいろと大臣からも御説明があつ  
たと思ひますけれども、実は私の方で  
は、被害地等についても、予算計上の  
際に、それははつきりきまつておらな  
かったわけですから、そういうことで予算  
を組んでおる。従つて、予備費につ  
いてはつきり幾らで組むかということ  
を言われましても、今申し上げかねるわ  
けであります。

○滝井小委員 これはきわめて具体的  
にわかつておるのです。被害を受けて  
いる箇所もわかつておるし、その市町  
村もわかつておるし、被害額もお  
よそわかつておるわけですから、ところ  
が、七千七百万円というのは全然わか  
らぬ数字です。客体がつかみにくい  
もの、これから出てくるもの、いかな  
る保険料の未払いがあるのか、いかな  
る一部負担金の免除があるのかという  
ことは、全然わからぬのです。将来の架  
空のものです。架空のものを基礎にし  
て、それは三億一千三百万円ぐらい出

るだろうという予想を立てて、七千七  
百万円という予算が出ておる。ここに  
物体があつて、物体が半分こされてい  
ることがわかつておるのに予算が出ない  
というのではおかしい。その方が先  
に出なければならぬ。ところが、将来  
の架空のものは予算が出たけれども、  
客体もはつきりしておるのに予算が出  
ない。むしろ逆です。保険料が出ない  
ものや未払いのあるものについて予  
備費だというなら、これは将来の予測  
ができないからよろしい。ところが直  
営診療所のように、客体をはつきりし  
て、こわれたというものがはつきりし  
て、損害もわかつておるのにわからな  
いというの、予算の組み方が逆です  
よ。財政法違反です。

○岩尾説明員 ただいま申し上げまし  
た通り、被害はあります。しかしなが  
ら、今先生のおっしゃいましたよう  
に、被害額がおおよその段階では、わ  
れわれちよつと予算が組めないわけ  
であります。そこで、先ほどお話がござ  
いましたような減免につきましては、  
実際にはつきりと金額がわからないか  
ら、まづい数字にしておる。今申され  
ました直診につきましても、もちろん  
ある程度の市町村の報告はございま  
す。しかし、その報告が実際その通り  
であるかどうかというところは、やはり  
係官に調べてもらわなければわかりま  
せんし、厚生省としてこれがはつきり  
した額であるという報告をいただか  
ない、大蔵省としてはこれでいいとい  
うことはなかなか申し上げられない  
わけでありませう。そういう意味で、  
はつきりした金額を今申し上げる段階  
でないというのを申し上げたわけ  
であります。

るだろうという予想を立てて、七千七  
百万円という予算が出ておる。ここに  
物体があつて、物体が半分こされてい  
ることがわかつておるのに予算が出ない  
というのではおかしい。その方が先  
に出なければならぬ。ところが、将来  
の架空のものは予算が出たけれども、  
客体もはつきりしておるのに予算が出  
ない。むしろ逆です。保険料が出ない  
ものや未払いのあるものについて予  
備費だというなら、これは将来の予測  
ができないからよろしい。ところが直  
営診療所のように、客体をはつきりし  
て、こわれたというものがはつきりし  
て、損害もわかつておるのにわからな  
いというの、予算の組み方が逆です  
よ。財政法違反です。

○滝井小委員 国民健康保険の災害の  
特別補助金は七千七百万というまづい  
数字だとおっしゃるが、まづい数字で  
けつこうなんです。大体今度の予算に  
出ているのは、まづい数字が多い。こ  
こにあるのを見ても、社会福祉施  
設災害復旧費補助金というのだけが三  
千六百三十九万四千円というだけに出  
ておる、あとはみんなまづい数字で  
す。公的医療機関の災害復旧でも二千  
八百五十万、上水道だつて一億六千三  
百万、簡易水道だつて七千万と、まづ  
い数字で出ておる。まづい数字でけつ  
こうですよ。だから、一体幾ら程度直  
営診療所に対しては予備費を出しに  
なるおつもりなのか。岩尾さん、こ  
で言われたからといって、その額がふ  
えたから減つたからといって、お前の  
見積もりが間違つておつたとは言いま  
せん。およそ腰だめのどの程度出す  
ということは言つて差しつかえないの  
ではないですか。

○岩尾説明員 厚生省からの御要求は  
承つておりますけれども、私の方で実  
際に検討いたしました、どの程度にな  
るかというところはちよつと申し上げら  
れません。

○滝井小委員 そういう工合にどうも  
役人というものは秘密主義で、一方の  
役所ははつきり言うけれども、片一方  
の役所は言わぬという、こういう状態  
なんです。私はこういうことで納得  
がいきません。それならば、国民健康  
保険の法案は、私、党に帰つて通しま  
せん。わかるまではストップです。大  
ざっぱな数字も出ないという、そんな  
ばかなことがあるのですか。では一  
つ大蔵大臣が主計局長を呼んで下さ  
い。

○三田村小委員 ちよつと速記をと  
めて。  
〔速記中止〕  
○三田村小委員長 速記を始めて。  
○八木（一男）小委員 関連して保険局  
長に、この間開いたことですが、  
ちよつと重ねて聞きたいのです。この  
間は、ほかのことがあつたから簡単に  
触れただけですが、国民健康保険で本  
人負担分の減免、あるいはまた保険料  
の減免、それをしたことは、今滝井さ  
んの言われるように、程度は非常に不  
十分であるけれども、国民健康保険会  
計でやるに、国庫で補てんすると  
いうことをやろうとした趣旨に、非常  
にけつこうだと思ふ。ところが、この  
間言つたように、それは健康保険と  
か、日雇労働者健康保険とか、その家  
族は給付が五割平均しかないし、そ  
れから保険料負担もやはりあるのです。  
そういう点を当然やるのがあたりまえ  
なのに、なぜ健康保険は、国民健康保  
険だけを対象にして、そうしてほかの方  
は対象になつたか。法律的には、  
国民健康保険はそういうふうになつて  
いる。片一方は法律の書き方が違ふか  
らというふうなことではいかぬと思  
ふ。法律は、国庫補てんの特例法を  
こつちを出しているのですから、先方  
も日雇労働者健康保険や船員保険の給  
付を臨時的に幾らか上げるとか、保険  
料を免除するとか、保険法の特例を十  
分出せるはずですよ。そういう点をな  
ぜなまけておつたか、その理由を一つ聞  
きたい。

○三田村小委員 この間もこの点につ  
いて御質問がございまして、大蔵省に  
持つていつてけられたんじゃないかと  
いうような話もありましたが、持つて

いつておらぬのです。これは持つてい  
く筋ではないのでございませう。ただ  
いまから申し上げます。この間申し上げ  
ましたのは、法律の建前が、国民健康  
保険においては各人が被保険者で、そ  
して給付は、医療費の全部について給  
付する建前に一応立ちまして、その  
一部を一部負担金として本人が医師  
さんの窓口で払ひ、こういう建前に  
なつております。これは御承知の通り  
でございませう。そこで健康保険及び被  
用者保険については、被保険者でない  
被扶養者につきましては、これは本来  
は健康の方で見ない、御自分で一つお  
かかり下さいという建前に立ちまし  
て、その五割を法律で援助する、こ  
ういう格好になつております。従いま  
して、片一方は、法律の建前上、減免  
措置をいたしました場合においては、  
これは何とかせねばならぬことになり  
ましようが、こちらの方の健康保険等  
におきましては、さういふ問題は起  
こつてないわけですよ。

そこで今度は筋の問題でありまし  
て、さはさりながら、五割のものをそ  
ういふ場合においては六割か七割くら  
い援助してやつたらどうか、こういう  
趣旨の御質問にならうかと思ひます  
が、家族が病氣にかつたときの援助  
の度合いを、これは現在一律に五割と  
なつておりますが、それはその個々の  
ケース、ケースを調べてみますれば、  
それは非常に貧困な方もありますよ  
うし、また事故があつて払えないとい  
う場合もあると思ひます。これは災害  
もあろうかと思ひます。その他の場合  
もケース、ケースで非常に千差万別で  
ございませう。従ひまして、そのうち



あるものを、場合によっては七割に上げるとかいうようなことは、筋から申しまして、また技術的な点からいいますと、仕分けがなかなかむずかしいわけでございます。もし、その議論を詰めて参りますならば、今の健康保険、被用者保険等において、被扶養者に対する家族給付として五割出している分を、全般的にもうちょっと上げて六割にせい、七割にせいという議論にどうしても帰着するわけです。私も、それは、そういう方の議論につきましては、これは将来財政等とにらみ合わせまして、極力援助の度合いを増してきたい、かように考えているわけでございますが、今日のところはそこまで至っていないわけでありまして。かような点におきまして、災害の点についてだけ全部六割、七割にせいということでは、私もといたしましては、今日のところは採用しかねる、御意見として承っておきたい、かように考えております。

○八木(一男)小委員 大体その法律はそういう点でやっておる。全体を直すことを厚生省はしなければいけないけれども、こういう災害で非常に保険料の本人負担にたえないという現象を見れば、これは当然しなければならぬことです。法律の建前ということを言われるけれども、国保の方の国庫負担の埋め合わせをするという建前は、今までなかったが、そういう欠点があるからということで、今度国庫補てんをするという特例法を作られた。国保について建前が不十分であったわけですから、日雇労働者健康保険や、あるいは健康保険についても、法律の立て方が今まで国保と違っている、

国保の方で国庫補てんの特例法を立てられる以上は、当然そういう法律の立て方を臨時的に変えてやるといふのがあたりまえの話です。あなた方は、この災害で被害を受けた人と、そのほかの保険料の負担にたえないという人とのバランスが失われるというより、国民健康保険に言っているけれども、国民健康保険も、健康保険も、日雇労働者健康保険も、全部国民が税金を払っている、その税金から国庫負担が出ているわけだ。国保の方だけ補てんをして、健康保険や日雇労働者健康保険に補てんをしない。一番の原則を破っている。災害の人だけやって、ほかの人の減免をしないのは不公平であるというなら、根本的に直したらよろしい。災害について特例法が三十近くも出ている。野党のものは入れればもつと出て、いろいろの負担にたえないという状況があるから出て。そういう大きな全体の政治上、行政上の取り計らいが災害において行なわれておる。そしてその大前提は、国保の被保険者であらうと、健康の被保険者あるいは被扶養者であらうと、全部国民である。国民が災害で困っているときに対処をするというところで、各種の特別立法が出てくるわけだ。そういう立場に立つならば、国保に対して国庫補てんをするなら、当然健康保険、日雇労働者健康保険についても、保険料の免除であるとか、あるいは本人負担の軽減ということを考えなければバランスを失っているわけだ。今度の災害以外の人はバランスを失うという点は、これは法体系の全体をこれから直さなければならぬが、その一番困難な問題を論

点にして、できないということはいかぬと思う。国保の関係者と、健康保険は日雇労働者の関係者を同じに見るというのが一つの原則です。それからもう一つ、この異常災害において、国民のいろいろのなことを救うということが大原則です。公共土木災害なんかでもあるじゃないですか。今まで、このような大災害でなくたって、地方的にそういう情勢がいろいろあるときには、高率負担法というものは出ていない。その点は不十分であるけれども、これは根本的に災害立法をやろうという態勢になっている。そのときに譲りては仕方がない。ところが、今度の異常災害については、あらゆる点で普通の異常災害ではないときとアンバランスがあるけれども、異常な災害であるから、特例法を出すというところは各省すべての点で一致している。その政治上の全部の原則を特にはずして、日雇労働者健康保険法や健康保険法について、そういう交渉もしなかつた厚生省の保険局の非常な怠慢の態度、そう思いませんか。

○本室政府委員 これは申し上げるまでもなく、八木委員よく御承知のところでありまして。私も、今日のところは、遺憾ながら八木委員と見解を異にするわけでありまして、災害の場合にのみ家族療養費の給付率を上げるということについては、今日は考えてはおらないわけでありまして。将来の法律全体の体系としては、御指摘のようにあると思います。本来ならば、社会保障制度審議会の勧告にもありましたごとく、全国民が一本の法律のもとに、医療保障の恩恵に浴する。それができない場合におきまして、せめて二本建にするとかいろいろあると思います。今日の場合には、一本にしなければ解決しません。この点については非常に大きな問題でありまして、これは研究すべき問題であらうと思

○八木(一男)小委員 滝井委員の質問の相手が来ましてからこれでしほりまされども、しかし、保険局の見解は、今の政治の情勢とは全然反しています。とにかく、普通の災害と特別災害との違いは、国政全体で認めて、すべて特例法を出している。ですから、普通の災害とのバランスがどうだということでは出さなかつた怠慢は、政治的に免れることはできない。それからもう一つは、国保と健康、あるいは日雇労働者健康保険の対象者とバランスをはずすということは、国政全体のバランスをとるという立場から見れば、これは大きくはずれている。政治全体の情勢はあつて、それを厚生省は出すことを気がつかないから、怠慢であつた。われわれの見解とは違つて、不熱心であつた、不十分であつた。岸内閣といえども、そういう方針ではなかつたはずだ。内閣全体の方針と離れた態度を保険局がとつておられる。そういう点を大蔵省の主計官も聞いていただきたい。そこでそういうことをしなかつたならば、その埋め合わせとして、たとえば医療費付金をふやすということをどの程度されたか。これは保険局と関係ないけれども、厚生省の政府委員として答えてもらいたい。これを予算にどれだけ組まれたか。

○本室政府委員 主管の局が違つておりますし、大事な御質問だと思いますので、主管の局の方からお答えいたします。

○八木(一男)小委員 保険局長にがんが言ふよりだけれども、そういうことをはずした、はずしたならば、せめてほかの制度で埋め合わせをつければならぬ。それをほかの局だからわからぬというより、なかんずく、日雇労働者健康保険あるいは健康保険の被保険者は、保険料を払いにくい、家族でも病気になるたとき本人負担が払いにくいという状態を全然考慮していない証拠だ。どうなっているかわからない。社会局があれば、保険局の一番間違つた狭小な立場においても、われわれだけの立場で法律的に何とかあるけれども、別の方法で救う方法はないか。社会局、医療費付の点で考えてもらえないか、そのくらゐ言うのはあたりまえでしょう。所管が違つてからで考えておられない。そういうような状況では困る。国民健康保険の被保険者だけをかわいがつて、労働者の保険はいかにげんにはつておけ。片方は雇用主の負担になる。片方は、雇用主としての国庫の支出をなかなか大蔵省が承知しないであらうという大きなことで、国保は全般的に与党の方の宣伝に工合がいいということで、もし役所の人が考えていたら大間違い。国民全体について、そういうことをつけることを完璧に考えて問題を出すべきだ。保険局がそういう態度であつたために、与党の熱心な方々まで、そういうことをやられる意思があるにかかわらず、保険局自体がこまかい技術的な点を検討しないで、そういうものを出し

法律は私が作った法律です。当時の金融課長はだれたったか、私はちよつと今思い出しませんが、なかなか元氣のいい課長だったのですよ。ずいぶんやり合つて作ったのです。あなたはこの法律が動いたと言ひし、厚生省は動か

見解が違っているのですね。

そこで、これから具体的な質問に入りますが、今度政府が、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に關する特別措置法案を出しております。まず、医务局長にお尋ねしますが、七月の福岡、山口を襲った集中豪雨には、医療機関の被害はなかったのですか。

○川上政府委員 報告が参つておらぬのでございますけれども、軽微なものではなかつたかと思ひます。

○滝井小委員 報告がなくて、軽微なものだったという。じゃ一応そういうことにして、そうしますと、磯江さんにお尋ねをしますが、今度あなたの方

は、この私的医療機関の災害復旧資金の貸付については、まず政令で定める金融機関から貸し付けることになっておりますが、政令で定める金融機関といたるのは、どういふところをお考えになつておられますか。

○磯江説明員 ただいまの御質問に答弁いたします前に、先ほどの御質問で、私の答弁が厚生省側の答弁と食い違っているような印象を与えましたの

で、多少誤解を与えている向きもあるかと思ひますので、その点なおもう一ぺん答弁さしていただきたいと思ひます。私が申し上げましたのは、政府といたしましては、この二十八年の法律

に基づきまして政令を出して公庫を指





の融資のワクを私的医療機関の金融のために出すのですか。

「小委員長退席、渡海小委員長代  
理着席」

○磯江説明員 両公庫から医療関係の  
復旧融資としてどの程度のワクを考  
えているかというお尋ねでございます  
が、政府といたしましては、今回の災  
害融資のために、両公庫に對しまし  
て、具体的に申しますと、国民金融公  
庫に對しましては四十二億圓、中小企  
業金融公庫に對しましては六十三億圓  
の資金を追加いたしましたわけござい  
ます。このうち医療に對してどの程度回  
るかということは、中小企業全般につ  
きましての資金需要が本年度内にどの  
程度出てくるかということによって、  
具体的に、各機関によりまして、政  
府の追加いたしました資金の範囲内  
において、実情に應じて融資が行なわ  
れることとなりますので、政府といた  
しまして、医療だけ特に何億圓という  
ようなワクは設けておりません。

○滝井小委員 そういふ答弁をするな  
ら、この法律は要らぬのです。わざわざ  
さういふ法律を作るといふのは、明  
らかにワクを作るからさういふものを  
作るのだ。それでは中小企業金融公庫  
の中小企業者の金融措置と一緒にこれ  
を作ったらいのです。その認識が二  
十八年にあったのです。だから、別ワ  
クにするためにわれわれは法律を作っ  
たのだが、一緒に込みにしちゃった。  
すなわち行政が国会の意思を無視した  
のです。だから、きょうは私はあなた  
の今のさうな答弁では納得できないの  
です。少なくとも政府が法律を出し  
て、中小企業とは別個の建前でやっ  
てるのですから、別個の建前でやらな

ければ――通産省から出ておる、昭和  
三十四年八月の水害又は同年八月及び  
九月の風水害を受けた中小企業者に対  
する資金の融通等に関する特別措置法  
案、中小企業信用保険公庫法の一部を  
改正する法律案、この二つの法律で  
いったらいいので、わざわざさうい  
うものを作る必要はない。ところが、な  
ぜさういふものを作らなければならな  
いかという、政府の諸保障政策と、  
医療機関が営利を目的としないとい  
う特殊の事情があるからこそ、さうい  
う法律を作っておるのです。二十八  
年もさういふ法律を作った。ところが、  
今のさうなあなたの御答弁では、こ  
れは中小企業ワクの中でのやるんだ、こ  
ういふことになれば、この法律はまた  
同じように動かなくなってしまう。だ  
から私は、二十八年にこの法律を作  
って、政府が積極的になさういふ措置を  
とらなかつたので、わざわざ今度は社  
会党の議員立法を出しておるのです。今  
度政府がさういふことをやるというこ  
とになれば、われわれは鼓を鳴らして  
政府を責めなければならぬ、さうい  
う立場に立つておるわけです。だからこ  
の点は、あなたがおっしゃる通りに、  
中小企業金融公庫には六十三億圓、国  
民金融公庫には四十二億圓、商工中金  
には三十八億圓、不動産銀行には七億圓、百  
五十億圓の災害融資用の原資追加投入額  
を見ているわけですから、従って、この  
中で一体災害地における医療機関の急  
速な復旧のためにどの程度の金をワク  
に持たせるかということ、これをきめ  
ることが、この立法の精神です。この  
六十三億圓、四十二億圓の中小企業金融公  
庫や国民金融公庫に對するワクがあり  
ますが、この中で幾らかわかりません

ということでは、この法律は要らな  
い。それならば、二十八年と同じよう  
に中小企業の方の融資をやつたら  
い。ところが、二十八年に動かなくなつた  
法律を今回再びわざわざ蒸し返して出  
してきめたいのは、きちつとしたワ  
クをきめなければ、医療機関というも  
のは特別なものなんですから、この特  
殊性を強調して出しておるわけです。  
だから、これは六十三億圓の中小企業金  
融公庫のワクの中に幾ら、国民金融公  
庫のワクの中におよそ幾ら、これはわ  
かつておるわけです。さういふものが  
わかっているのですから、その中でお  
よそどれくらいが借りるであらうとい  
う推定をしてワクをとらなければ、  
だめなんです。一体幾らのワクをおと  
りになりますか。あなたが御答弁でき  
なければ、午後大臣なり局長に来て  
らつて答弁してもらいたいと思つて  
うでなければ、この法律は画龍点睛を欠  
いて、絵にかいたもちです。また動  
かない。だから、幾らにワクをし  
か、具体的な条件が出たのだから、具  
体的に御説明を願いたいと思つて  
できるはずですよ、わかっているの  
ですから……。

○磯江説明員 医療に限らず、両公庫  
につきまして、特定の業種ごとにワク  
の設定をするということは、従来全  
くいたしておりません。今回の災害融資  
につきましても、実は厚生省の方から  
さういふようなお話を承っておりま  
せんでございまして、私どもの方が、た  
だいま申し上げましたような四十二億  
とか六十三億という追加資金につ  
きましては、中小企業全体としての被害が  
どの程度あるか、また、それについて  
市中金融機関にたよるなり、自己資金  
でやる分がどの程度あるだろうかとい  
うことで、ただいま申しました財政資  
金の金額は、これで完全に十分である  
とあるいは申しがたいかもしれませ  
んが、まあまあその程度でやってい  
だらうというところで追加になってお  
りますので、これにつきましてその内  
訳がどれに何ぼである、どこの県に何  
ぼである、あるいはさういふ業種に  
どのくらいであるというようなことは  
全然考へておりません。具体的な運用  
は、各機関にまかせることにいたして  
おります。

○滝井小委員 それならば法律は要ら  
ない。それではなぜ一本にしないので  
す。政府はなぜさういふ特別なものを  
出すのです。必要がないじゃないです  
か。特別のものを出す必要はない。ど  
うしてさういふものを出さなければな  
らぬのですか。ワクをきめず、込み  
にしてしまつてさういふものを出すな  
らば、中小企業と一緒にしておつたら  
いい。じゃ、なぜこれを別にしなければ  
ならないんですか。

○磯江説明員 先ほど私が答弁申し上  
げました中に、個人の医療者につ  
きまして、三十人以上のものを対象にし  
るようになつてしまふやうなことを  
申し上げましたが、それは現在の法律  
ではできないわけです。それは特別法  
がないと、できないことになるわけ  
です。その意味におきまして、この法律  
があるということが意味があるとい  
うことであります。

○滝井小委員 法律には三十人以上と  
書いておりません。政令で書くのじや  
ないですか。それならばあなたの方  
は、中小企業の方の融資の法律の一部  
改正案を出してきつたらいい。さうい  
うことを法律に書くのならばとにかく、  
法律には書いていない。政令なんです  
よ。それはわれわれ国会議員の関知せ  
ざるところでやりになる。だから、  
われわれ国会議員が関知せざるこ  
ろであつた方がおやりになるならば、一  
体さういふ有利な条件で幾らのワクを  
出すんだということはつきりしなけ  
れば、てんまつは合はぬじゃないで  
すか。だから、それはあなたがここで幾  
らのワクを出すか御答弁できなけれ  
ば、ここに大臣なり局長に来てもら  
って、私はその言質をとります。さうで  
なければ、さういふ法律を作る意義が  
ない。何のために政府はさういふもの  
を出しておるのです。それはあなた  
の方でわかっているでしょうから、言  
つて下さい。幾らぐらいのワクを出す  
のですか。

○磯江説明員 先ほど政令でおやり  
になつたというお話がございましたが、そ  
れは具体的な内容としてはさうござ  
いりますが、法律的には他の法令にか  
わらずという規定がございまして、  
その法律によりまして、現在の法律で  
できないこともできるという意味にお  
きまして、三十人以上のものができ  
ることになるということでございます。  
それからワクの点につきましては、  
ワクを設けるか、いなかというこ  
とは、法律問題ではないわけございま  
すが、政府といたしましては、ただ  
いまのところ、ワクを設けるとい  
うことは考へておりません。

○滝井小委員 しからばあなたの方  
は、一体どの程度の医療機関がこの融  
資の対象になつて出てくると推定して  
おりますか。

○磯江説明員 どの程度のもので出てくるのかにつきましては、これは厚生省の方で被害の状況等を御調査になつておられることとございますから、私の方で、どの程度のもので出てくるかは、ちょっと見当がつかかねる次第でございます。

○滝井小委員 大体日本の金融行政というのはそういうものでいいんですか。六十三億の金を中小企業金融公庫につき込むときには、大体中小企業はどのくらい出てくるだろう、医療機関はどのくらい出てくるだろうと、少なくとも腹のあたりのものを把握したからこそ、六十三億つぎ込んでおるでしょう。六十三億というものは、何もなくて、ただ六十三億と、こう言つておるだけなんです。中小企業に六十三億を持つていき、国民金融公庫に四十二億を持つていき、商工中金に三十八億、こういろいろ数字を分けるからには、それだけの過去の実績と見通しがあったからこそ、分けておるのでしょう。そういうことがなくてやつておるといふのなら、そんな見通しのない金融行政をやつておるのだつたら、あなたはおやめになつたらいい。そういうことがわからずに、どうして金融行政ができますか。国民所得の伸びを見、財政投融資のワクを見て予算を作つておるんじゃないですか。だからこれがわからなければ、あなたに答弁を求めたって無理だから、わかる大臣か局長を呼んで下さい。

しからば、一体資金の貸付の対象は、具体的にどういう費用について貸し付けるのですか。

○磯江説明員 中小企業金融公庫は、現在のところ、設備資金並びに長期の運転資金を貸し付けることができることになっております。従いまして、医療につきましてこれに該当する資金は、すべて貸付の対象となり得るわけでありまして。

○滝井小委員 設備資金と、それから長期の運転資金と申しますが、もう少し具体的に言つて下さい。これはあなたの方、もう政令をお作りになる準備はできておるはずですか。法律を出すからには、私も立法の経験がありますから、法律をわれわれが書くときには、まずその法律に伴う政令というものを頭に描いて作るわけです。何の見通しもなく、政令に定める基準なんというものは作りません。政令に定める基準と書くからには、必ずそれは、どういふものを一体政令の基準に入れようかというのを立法者は考へてやつておるわけなんです。いかなるものを設備の対象とし、いかなるものを長期運転資金の対象として貸し付けるのか、それを一つ御説明願ひたい。設備といへば、土地がなければ、その上にものが建ちません。そういういろいろなものが出てくる。政府が法律を出して、少なくとも十九日までには通して下さいというからには、こういう大事なものはもう話がまとまつておらなければいかぬですよ。金を貸すあなたの方で、今それを知らないでどうしますか。医務局で言つたところで、医務局の言つたことをあなたの方が認めなければ、ものの役に立たぬ。午後にはこれを要求いたしておきます。金利、それから償還期間、据置期間、それからワク、それから

ら貸付の対象になる費用——費用といふのは、たとえば土地、工作物、建物、医療用に供する器具器械、医薬品、こういうようなものはつきりしておるわけですから、こういうようなものの条件をきつとて、両者の意見の一致を見て、冒頭に説明して下さい。そうでなければ、われわれが審議に入つてもむだです。大体大蔵省はけしからぬ。予備費できつとやるといふことにきまつたならば予備費の額、こういう法案を出したならば、そういう条件がまとまつてからわれわれのところによつて法律を出して、今からやります、今からやります、これでは法律は通つてしまふ。しかし法律は動かないのです。午後には、こういうきつとした条件を医務局とあなたの方で話し合つて、出てきて下さい。そうでなければむだです。これで一時中止しておきます。

○渡海小委員長代理 午前の会議は、この程度にとどまして、午後二時より再開することにいたします。

午後一時十五分休憩

午後二時三十分再開

○三田村小委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。滝井義高君。

○滝井小委員 社会局に、社会福祉事業施設の災害復旧に関する特別措置法に關連をして、二、三お伺ひしたいのです。たくさん聞きたいところがあるのですが、そのおもとところだけ聞いていきなさいと思ひます。

今度出ました社会福祉事業施設の中で、児童相談所の災害復旧に關する補助の規定が法律に出ていないのです。少なくとも十六の都道府県が敷地に指定をされたからには、相当程度の児童相談所が私は災害をこうむつておると思ひます。一体児童相談所はどの程度のものが災害をこうむつておるのか、それを御説明願ひたいと思ひます。

○高田政府委員 児童相談所は児童局の所管でございます。私よく承知いたしておりません。婦人相談所が私の方でございます。

○滝井小委員 どうも高田さん万端だと思つていたものだからあれしました。が、社会福祉事業施設災害復旧は、児童局とお宅と両方一緒になつておるわけですね。それでは児童局にちよつと来ていただきたいと思ひます。それから児童福祉施設と保護育成所も児童局ですね。それではそれはあと回しにしまして、婦人相談所の災害は一体どの程度のものをこうむつたのか、これを御説明願ひたいと思ひます。

○高田政府委員 婦人関係といたしましては、愛知県婦人相談所が半壊をいたしました。百八十万円程度の被害になつております。それからなお県立の婦人保護施設は若干屋根が飛んだりなんかしてございまして、その損害額が九十万円程度ということになつております。三重県につきましては、婦人相談所、婦人保護施設のいずれもが若干破損をしたということで、損害額は三十五万円程度という報告でございます。それでこれらについて復旧をどうするかという問題でございますが、これは今申し上げましたように、婦人関係といたしましては被害が割方限定されておまして、大した金額ではござ

いせんので、幸いに本年度の婦人保護関係の補助金で若干余裕を持つておりますので、一部そのうちの金を流用いたすことによりまして、十分この復旧ができるという見通しが立つております。従つて、そういう方向で取り扱うつもりでございます。

○滝井小委員 そうしますと、婦人相談所や婦人保護施設の関係は、愛知と三重の二県にあるだけで、他の県にはない。従つて新しく追加補正をする必要がなくて、既定経費でやるということですね。わかりました。そういう程度ならば幸ひでございました。私はまだあるのではないかと思つていたので。

次に公益質屋関係です。これは一体どの程度の災害があり、どの程度の質物が流失をして損害をこうむつたのか、これを一つ御説明願ひたい。

○高田政府委員 これも主として愛知、三重でございます。愛知県で被害箇所数が三カ所、倉庫並びに店舗の被害額約五十万円、質物の棄損による市町村の貸付債権の損失額約七十万円、こういう状態になつております。それから三重県におきましては、やはり三カ所で、倉庫並びに店舗の被害額が約二十万円、質物の棄損による市町村の貸付債権の損失額が約四十万円、総計いたしまして被害箇所数六カ所で、倉庫及び店舗の被害額計七十万円と債権の損失額が百十万円、大体こういう状況でございます。

○滝井小委員 被害はわずかですが、その処置はどういう工合に処置されますか。

○高田政府委員 これも実はいろいろ検討をいたしましたのでございますが、先

ほどの婦人関係と同じで、施設の被害額が非常に僅少でございますので、公益質屋庫補助金の既定経費のウケ内で手当てができません見通しを持っております。さような取り運びにいたしたいと思っております。

○高田政府委員　それと、婦人相談所や婦人保護施設の復旧のための補助というものは、現行法で婦人相談所二分の一、保護施設二分の一以内になつておりますが、これを三分の二に引き上げていく。金が余っているから三分の二くらいで復旧してやるということではなくて、二分の一でいく、こういうことですか。

○高田政府委員　補助率の点につきましては、これは特別措置法に入つておられますので、これは従来の補助率で参る予定でございます。それを引き上げた方がいいんじゃないかという御意見もあるかと存じますが、ただいま申し上げましたように、非常に被害額が僅少でございますので、その差額とする金というものは非常にわずかなことになりましますので、さような措置をとつたわけでございます。

○滝井小委員　そこらあたりが、高田さんが少し認識が欠けておられると思うのです。愛知県や三重県というのは、集中的に被害が出てきているわけですね。ちりも積もれば山となるで、僅少だ、僅少だとみんな落として、県の自己財源でやるということになったたら、これはもう大へんなことになるのです。だから私は、こういう小さいところのものこそ、予算が余つておるならば、思い切つて三分の二くらいに引き上げてやれば、何も法律に書かなくて、これは一行でできると思ふので

す。こういうものは、婦人相談所、婦人保護施設等とか、あるいは児童保護施設等として、「等」の中にこれを入れてますという答弁をあなた方がここですれば、こんなものをやらなくともできるわけですね。それで二分の一を三分の二に直したい。それから公益質屋も二分の一以内の補助なんです。そのすると質物の流失で損をしたものは、これはまるまる見てやらなければならぬことになつてしまふわけですね。それと、これはやっぱり市町村は大へんなことなんです。だからこういうものについて、やはり親心があれば、たとえ八割の補てんをする

うものはあと回しです。こういうものにあなた方が先に金に糸目をつけずに出してやる、こういうものが復旧して、庶民大衆が息を吹き返していく。私はこういう政治がでさると思ふのです。これは何とか高田さんに考へてもなかなければいかぬのですが、その質物の流失に対する補てんというものは、国としては何にもやらぬわけですか。どうですか、それは。

と——国民健康保険は八割では私は不足だと思ひますが、あそこで保険料を払えなかつたり、それから一部負担金が払えなかつたものは、八割見てやりましよう、こういうことでは。それと、同じ地方自治体のやる庶民大衆の金融機関が、質物を流してしまつたのだ。それを全部市町村がまかなつてやるというのは大へんなんです。公益質屋とか婦人相談所、婦人保護施設という、片すみの庶民が幸福を求める機関というものが、災害があつたときに、いつも盲点になつてたな上げされておるわけですね。こういうところに私はやはり政治がかゆいところ

に手が届くように、こういうものをまず先にやる、これがほんとうだと思ふのです。こういうところは弱いものですから、世論が出てこないところだから、既定経費でやる、こういうことになる。補助金も同じことだ。それと市町村は、道路とか農地の復旧に先につき込まなければならぬ。それに莫大な金が要ります。だからこうい

講じていただきまして、かような点については既定経費でやり繰りをいたしまして、その復旧には遺憾なきを期して参りたい。ただし、その実行のときにおきましては、滝井先生御指摘の通りに、かようなものに特別の措置がとられておらないということによつて、その復旧があと回しになるというやうなことのないように、十分に留意いたして参るつもりでございます。

○高田政府委員　これはもういふことにして、社会福祉事業施設の災害復旧に関する法律で、あなたの方のところに関係があるのは、保護施設のところの関係があります。これは八月、九月の風水害になつておるのですが、七月のときには一つも災害がなかつたのです。これは昨日も指摘しましたが、七月にも保護施設が相当やられておるのではないかと思ひますが、それはなかつたのですか。

○高田政府委員　御承知のように災害はあつたわけですが、いわゆる風水害以外の集中豪雨によるものにつきましては、該当がなかつたわけでございます。それでこの法律では、八月、九月の風水害というふうに題名を限定いたしておるわけでございます。具体的にこの該当のものが幸いにしなかつたというところでございまして。

○滝井小委員　私が問題にするのは、八月が入つておるからと、七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害となつておるのです。それと八月といふのは、水害の場合と風水害と二つあるわけですね。ですから、これを善良な庶民が見れば、政府の方には水害と風水害と分けておるけれど

も、わしは八月の水害のときには風もあつたのだ、だから水害のところは当然この法律の対象になるのだという主張が出るわけですね。ところが、保護施設というのは全国至るところにある。七月十四日の九州、中国地方の大水害、それから八月十四日の台風七号、八月六日の台風六号、こういうことになつて、これをこまかく見ていくと、七月十四日の山口、福岡の集中豪雨、八月十四日の台風七号で山梨、長野、岐阜、静岡、八月二十六日の集中豪雨で石川、静岡、九月十七日の台風十四号で長崎、熊本中心、九月二十六日の台風十五号となります。それと七月、八月の水害、それから今度八月、九月の風水害となつておるわけですから、八月、九月は風と水とが一緒になつたもので、七月、八月は水だけなんです。それと、八月二十六日の石川、静岡といふものは、気象学的に見ると集中豪雨ですから、八月二十六日は七月、八月の水害の方に入る可能性が出てくるわけですね。風がないのです。だから、一休適用の仕方はどういふことになるのかという事です。八月、九月の風水害、こうやつた場合には、風と雨がなければ、これはだめだということになる。法律解釈としては、八月二十六日の集中豪雨といふものは入らないのかということになる。

昨日私は、だから法律の題名といふものは、七月、八月の水害と八月、九月の風水害、こういう工合にしななければならぬのじゃないかという主張をしたのです。どの法律にも、みんな七月、八月、九月と書き入れていかなければいかぬと言つたが、特に厚生省の法律の中には、そういう書き方をしている

のがあるわけですね。はなはだしいのは、九月というだけしかないものもあるのです。そうしますと、これは、立法としては非常に不均衡が出てくるのです。風水害だけで——八月の二十六日の石川、静岡というものは集中豪雨です。風水害とは言えぬでしょう。だから、一体こういう点の立法上のやり方というものはどういう工合に検討をして、八月、九月という風水害だけにやられたのか。これはむしろあなたに聞くよりか、これをやった法制局に聞くのがほんとうかも知れぬけれども、しかし、これは法律の解釈によって直接あなた自身の行政に影響を及ぼしてきますから、どういう解釈になっているのか、厚生省は、どういう意思統一をしてそういうことになったのか。わが党の法案は全部七月、八月、八月、九月とこうやっておるのです。

○高田政府委員 その点は、この前の委員会でも官房長でございましたが、総務課長でございましたか、答えておりましたが、結局該当がないということなので——そのときに現実に被害を受けて、それを復旧してやらなければならぬという施設の該当がない。なくても、滝井先生もそのときにも仰せになつておつたように、法律にあればよろえていけばそれでいいんじゃないかというので、それも確かに御意見でございますが、該当のあるところだけ押えて、こういうふうなきめ方をいたしましたやに私も聞いておるわけでございます。

○滝井小委員 そうしますと、八月二十六日の集中豪雨は風水害ではないという論理になるのですか。わざわざ水害、風水害と分けられた。集中豪雨と

いうものは、風がないということなんです。雨だけだったということなんです。そうすると、八月二十六日の石川、静岡の保護施設は、その法律には入らないのだ、こういう解釈になるのです。題名からいってそういう解釈をせざるを得ないのです。それは地域指定で入ってくるかもしれないけれども、しかしそれは法律の対象になっていないという解釈になるのです。これはあなたのおっしゃる形になると私は思う。だから、私は気象学的なことを調べてみたのです。これはお宅もいろいろ調べてみたのです。私は法律を書くときに、一体どういう工合に法律の題名をつけようかということではない、迷ったのです。迷った結果、各省いろいろ調べてみたところが、七月の十四日から一、二、三、四、五回の台風による集中豪雨がある。従つて、これは七月、八月の大水害、八月、九月の風水害と二つわざわざ書いてあるわけなんです。そうすると両方入るのだ、こういうことだったのです。こういう議員立法をやるときも厳密な検討をしたわけなんですけれども、これは政府がいやしくも国会に法律を出すには、それだけの厳密なものをやっておかなければならぬんです。これは高田さんだけの責任じゃないと思います。これは厚生省全体、内閣全体の責任です。そうすると、八月二十六日の場合には、風水害じゃないのだから、入らないのだ、こういう解釈になるのです。題名がそうなつておるのです。風水害しか適用しない。そうすると、風水害というものは一体何ぞや。もし適用するとするならば、聞かなければならぬ

い。同時に、ではそれは雨の場合だけでも入りますというなら、なぜ前に七月、八月の水害と書いたのだ。風水害と書いたらいじやないかということになるのです。だからこれは名は体を表わすので、その法律の名前が法律の実体をやはり表わしておるから、こういう名前を書いていると思うのです。そうすると、八月二十六日の集中豪雨の場合には、あなたの方の福祉施設は入るでしょうね。

○高田政府委員 八月二十六日の集中豪雨は、今、滝井先生がいろいろお話をございましたように、この建前では、水害と風水害と書き分けておりますから、まず入らないと解釈するのが普通の解釈だと思ひます。

○滝井小委員 そうしますと、これは事が重大になつてくるのです。静岡、石川、岩手五市六町三村は、厚生省の指定に入らぬことになるわけなんです。静岡県のごときは、市町村のうち四市三町二村が災害救助法を發動しておるのです。石川県も一市三町くらい發動しておる。私は、こういうところは、保護施設は相当な被害があつたと見ておるのです。ところが、こういうところは濃霧地の指定に入つております。そういうことになる、やはりこの法律の題名というのは非常に問題になるわけでありまして、他の人はそこまで調べてないから気がつかないかと思ひますが、政府の解釈は、風水害というのには風を伴つておるから、雨だけじゃだめだということがよくわかりました。

そうしますと、次は、災害救助に関する特別措置法にいきます。これは一点だけですが、災害救助法によって支

出をした費用を国が見る場合には、二十三条一項に規定する救助のために必要な施設または設備であつて政令で定めるものに要する費用、こうなつておるわけなんです。そこでその場合に、今度の台風十五号の特徴は、今までの災害救助法の発動の仕方とは非常に異なつたものを使つたわけなんです。たとえば船をたくさん使いました。それからヘリコプターを使いました。こういう経費は、今までの概念の災害救助法二十三条の救助の種類、程度、方法、期間——「救助の種類は、左の通りとする。」ということ、第一項第一号の「収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与」から九の埋葬、十に前各号に規定するものの外、命令で定めるもの、」こういうのがあるわけなんです。こういうものに入らないケースが今度相当出てきておるわけなんです。こういう経費は、一体どう処理をするかということなんです。すなわち、この補助の対象にそれではならないものですね。私は、今度は当然その対象になる経費にそういうものは入れなければならぬと思ひます。従つて、その特例法を特別措置法でお出しになるならば、そういう面をお考えになる必要があつたと思ひますが、それはお考えになったのかならないのか、なつたとすればどういう処理をとつたか。

○高田政府委員 滝井先生の今御指摘になりました舟艇とかヘリコプターとか、そういう種類のものではないか、それらが使われるのは、二十三条にございまして、たとえば人を救出する場合であるとか、それから食料品を配る場合、飲料水を配る場合であるとか、ここに書いてある各号の救助の目的を達成するための手段として使われる場合でございまして。従つて、それらについて、従来もそういうものを借り上げたような場合には、現行の災害救助法でも、実は救助費の補助の対象に見ると取り扱ひになつておつたわけでありまして。ところが、買ったような場合には——今回は購入したような場合があるわけなんです。それで、そういうものにつきましても、国庫補助の対象として見ようという趣旨で今回の特例措置ができておる。私も今考えておりますのは、乗用車を除きますジープとかトラックとかいうような自動車でありまして、あるいは給水車でございまして、それから舟艇でございまして、それから潜水器でございまして、それからいろいろなものを考へておるわけでございます。通信施設等も入りましよう。そういうふうなものを一応考へておるわけでございます。これは二十八年度のことにもこういう特例措置をいたしておるんです、今回特別にお願いをしたわけでございます。従ひまして、二十三条の救助以外に使われる目的をもつてやつたものは入らぬわけでございます。

○滝井小委員 そうしますと、二十三条の救助の種類は左の通りと書いて、ずつと書いておられます。そういうものに使われた給水車とか、ジープとか、トラックとか、舟艇というものは、これは二十三条の経費とみなすわけですね。それ以外の救助の目的以外に、これはすいぶん使われております。そういうものが救助の目的以外にいろいろ使われておると思うのですが、そういう経費は見ないということになるのですか。その間の経費の区分は、ど

ういうことになるのですか。ジープを  
購入する、こういうのも、やはり災害  
救助に使うために購入したのだから、  
その経費の中に認めるのかどうか。単  
にガソリン代とか、減価償却ぐらいの  
経費を見ることになるのか。全部見て  
くれるわけでしょう。そこらをもう  
ちょっと詳しく説明して下さい。

○高田政府委員 この応急救助に必要  
なために、たとえばジープを購入した  
とか、トラックを購入したとか、そう  
すると、それは全部見るわけござい  
ます。その購入費そのものを見るわけ  
でございます。

○高田政府委員 そうすると、救助法に  
より支出した費用を、特定の種類のも  
のは見てくれますね。その種類以外の  
ものはどういふことになるのですか。

○高田政府委員 種類以外のものは、  
たとえば何と申しますか、災害の復旧  
工事をやる材料を運ぶために使ったト  
ラックとかなんとかいうものは、救助  
法の対象にはなりません。そういうふ  
うなものは、復旧費、土木費といいま  
すか、そういうもので、その借り上  
げ賃とかなんとかいうものは見られる  
わけでございます。災害救助法という  
のは、あくまで人間に関連をした、そ  
こに並んでおりますような人間に関連を  
いたしました経費でございますから、  
これに関連をいたしました施設設備と  
いうようなものを補助の対象にしよ  
う、こういう趣旨でございます。

○高田政府委員 そうしますと、人の救  
助のつもりでジープやらヘリコプター  
を出していったところが行ってみた  
ら、結果としては全部死んでしまっ  
ておったのだ。だから、これは死体の捜  
査になるわけですね。死体の捜査の費

用になる。それから木や材木はたくさ  
んあるわけですから、木や石ころを除  
去する、こういうための経費というも  
のは、人を直接救うことにはならぬか  
もしれぬけれども、それをどけること  
によって間接に人が救われてくるわけ  
です。こういう経費、それから死体埋  
葬と申しますか、処置をやらなければ  
ならぬ、こういう経費が今度相当要っ  
ておるわけですね。こういうものは、こ  
の救助の種類のの中には入らぬわけ  
ですね。

○高田政府委員 埋葬は九号に入っ  
ております。それから今高田先生が御指  
摘になりました死体の捜査に要する費  
用、それから住居の中にたまっておる  
土砂、竹木、さようなものをどける仕  
事、こういうふうなのは、実は十号の  
前各号に規定するのほかに命令で定める  
ものというので、実は本年の七月でこ  
さいましたか、政令を改正いたしましたし  
て、先生が今御指摘になりました二項  
目を追加いたしております。従って、  
今御説明のようなものは、全部災害救  
助法二十三条の各号に該当するとい  
うことになるわけでありまして。

○高田政府委員 そうしますと、今度政  
府が出しております災害救助に關する  
特別措置法が通れば、地方自治体が今  
度の災害で人命救助のために、直接、  
間接使った経費のほとんど全部は、相  
当程度この法律によってカバーされて  
いく、こういう理解の仕方で大丈夫で  
すか。

○高田政府委員 大体私どもも今考えて  
おりますのは、先ほど申し上げました  
ように、自動車でございませうとか、給  
水車、舟艇、濾水器というようなもの  
を考えておるわけでございます。その

他具体的にいろいろ実情を調べてみま  
して、追加をいたしたいと思ひます  
が、それで今わかつておりますのは、  
こういうふうな種類のものを買い上げ  
た費用が二千万円程度になっておりま  
す。しかし、おそろくまだその他にも  
ありますので、大体二十八号にもこの  
いう措置をいたしまして、補助の対象  
にいたしました程度の金額には達するの  
ではあるまいか。御参考までに二十八  
号のときの金額を申し上げてみますと、  
約四千万円でございます。大体その程  
度にはこれは達するのではあるまいか  
というふうに、私どもは見当をつけて  
おるわけでございます。

○高田政府委員 大体災害救助はわかり  
ました。

次は、政府からきわめて冷遇されて  
おります消費生活協同組合の問題で  
す。年々歳々消費生活協同組合に対す  
る貸付金の政府のワークというものは少  
なくなつて、たぶん今年は一百万円くら  
いに減つておるのじゃないかと思ひま  
すが、今度の激甚地で、消費生活協同  
組合の施設の災害というのはどの程度  
あります。

○高田政府委員 大半が愛知県下であ  
りますが、同県下の被害組合数三十  
二、建物、什器、備品の被害額が累計  
一千四百万円、商品の被害額累計三千  
万円、三重県下では被害組合数が三、  
建物等の被害額が三十万円、商品被害  
額百万円、岐阜県におきましては組合  
数が五、施設等の被害額が百万円、こ  
れらを合計いたしますと、組合数が四  
十になります。そして建物等の被害額  
は約一千五百万円、商品の被害額が約  
三千百万円でございます。

○高田政府委員 これは相当被害がある  
ようでありまして、この四十の生活協  
同組合の建物、商品の四千万円はば  
かりの被害に對して、政府はどういう  
処置をされる御所存ですか。

○高田政府委員 これにつきましても  
実はいろいろ検討をしたのでございま  
すが、生活協同組合におきましては、  
中小企業金融公庫等から借りられる金  
融の道のつくものもございまして、  
あるいはまた被害組合の約半数は大企  
業の職域組合でございまして、それで、  
こういうふうな職域組合におきまして  
は、それぞれ当該企業よりの資金借り  
入れも可能なわけでございます。そこ  
で、今回は主としてかような方途のつ  
かない小規模な地域組合というものを  
頭に置かしまして、現行の消費生活協同  
組合資金の貸付に關する法律というの  
がございまして、これによりまして、  
相当額の貸し出しを行なうことに  
いたしたい、こういうふうに考えてお  
ります。ただ、これは先ほど御指摘の  
ように、既定の経費が非常に少額で  
ございまして、従つて、今回の小規模な地  
域組合に對する貸出金につきましても、  
は、予備費より支出していただく予定  
で、大蔵省と折衝中でございます。大  
体さような運びになるものと考えてお  
ります。

○高田政府委員 また予備費が出てきま  
したが、大体あなたの方では幾らくらい  
と見ておられますか。県の貸し付けた額  
に對して、国の貸付率というものはど  
くらいに見るのか。国が出ないと県が  
出ないのです。

○高田政府委員 生活協同組合の方の  
要望といたしましては、商品の被害  
額、これは主として運搬に要する金で

ございまして、この方のあれまでも  
政府に期待しておるといふ気持ちにな  
いのでございまして。主として先ほど申  
し上げました被害額約一千五百万円の  
施設、これについての復旧、これは長  
期に借りなければならぬ性格のもの  
でございますので、この方を期待して  
おるわけでございます。それで先ほど  
申しましたように、小規模な地域組合  
というものをこれを限定して考えてみ  
ますと、大体七、八百万円あれば、  
今組合側からきておる要望には沿い得  
るのじゃないだろうかということ  
で、その線で大蔵当局と折衝いたして  
おります。

○高田政府委員 そうしますと、その  
七、八百万円を予備費から出して、貸  
付の国の持ち分にするということにな  
りますが、その場合に、今は二分の一  
ですね。今度それを三分の二くらいに  
引き上げる意思があるのです。

○高田政府委員 それは先ほど申し上  
げましたように、現行制度は二分の一  
で、現在の貸付に關する法律に従つて  
行なうということでございますので、  
特別に国の方がよけい持とうというこ  
とにはなつておらないわけございま  
す。

○高田政府委員 中小企業の今度の貸付  
をどうにしたい、国は相当思い  
切つた利子補給の方法まで考へてや  
つておるわけですね。そうすると、同じ中  
小企業の範疇に入ることの生活協同組合  
について、どうも子扱いにしないとい  
ふのも思ひます。やはりこれは災  
害なんです。今までの現行法より  
何ほか上回つた恩恵を浴びしめてやる  
ことが必要だと、私は思ひます。

社会局は、貧乏を救済することは割合



よ。七千万円じゃと言うて、大蔵大臣  
なんか削つたことは何も言わないので  
すよ。そういうからくりをやつて、今度

七千万円出すと言っておるけれども、そういうことはいかぬです。こういう点は——大蔵省はまだ来ておらぬです。かな。どうも大事なときになると大蔵省はいないのです。そういう点は、いすれわれは修正を出しますから。予備費で、一体削ったりして、お大事なきに、来ておらなければだめです。

次は、下水道の終末処理です。御存じの通り、この下水道の終末処理というものは三つのものが関連してきます。まず第一に関連してくるものは、堆積土砂並びに湛水の法律が関係してくるのです。それから、建設省にある下水道の法律が——これはどういう法律があるかよく知りませんが、下水道も下水道法が関係してきます。そして、今度は新しく出た堆積土砂及び湛水の特別措置、下水道法と、それから今度はあなたの方の公衆衛生の部面が関係してくるわけですね。そうしますと、下水道の終末処理というのは、今度は法律の特別措置はやらなわけでしょう。堆積土砂というものは、下水道にも、それから終末処理をやる近所にも、それから道路にもきておるわけですね。そうしますと、堆積土砂及び湛水排除法は、これは多分九割の国の補助です。そして、これは河川、道路、公園、その他ずっとやりますが、まず道路をやるわけですね。道路の泥を排除します。そうすると、一体下水の泥はどうなるのですか。下水の泥を道路に上げる補助金は——補助金というか、今度は下水道の特別措置は出ておらぬですね。これは予算措置か何かでやるんじゃないですか。これはあなたの方に直接関係がないかもしれぬが、間接に関係があるんです。下水道の終末処理と関係があるんです。それから、下水道は、普通なら三分の一の補助金がつくんです。災害のときは多分三分の二だと思ふんです。それから汚物の処理は、二十八年のときは二分の一くらいでしたが、今度あなたの方は、何もやっておらぬですが、一体どういう工合にやるのかということなんです。私、そこらの関連がわからないうです。道路の堆積土砂と、下水道の関係と、あなたの方の終末処理というの、みんな一貫しておるんですよ。そうすると、これは一方は九割をやる、一方は三分の二か三分の一か知らぬがやる、あなたの方は何もやっておらぬ。それは一つのところにあるんです。この場合に、法律運営の具体的な行政の推進というものは、どういう工合になるかということ。一番くさい、一番大事な、あなたの方のところから問題をきめていきたいと思います。

ぬが、間接に関係があるんです。下水道の終末処理と関係があるんです。それから、下水道は、普通なら三分の一の補助金がつくんです。災害のときは多分三分の二だと思ふんです。それから汚物の処理は、二十八年のときは二分の一くらいでしたが、今度あなたの方は、何もやっておらぬですが、一体どういう工合にやるのかということなんです。私、そこらの関連がわからないうです。道路の堆積土砂と、下水道の関係と、あなたの方の終末処理というの、みんな一貫しておるんですよ。そうすると、これは一方は九割をやる、一方は三分の二か三分の一か知らぬがやる、あなたの方は何もやっておらぬ。それは一つのところにあるんです。この場合に、法律運営の具体的な行政の推進というものは、どういう工合になるかということ。一番くさい、一番大事な、あなたの方のところから問題をきめていきたいと思います。

○聖成説明員 私どもの方の所管になつております下水道の終末処理は、御案内のように、昨年成立しました下水道法に規定がございまして、これは糞尿を含んでおりまして、下水を最終的に処理する施設、こういうことになると思ひます。従いまして、今回の災害で関係のございますのは——この終末処理場がわが国では現在十四カ所しか動いておりませんので、今度の災害関係では名古屋と豊橋市、それから岐阜市、この三カ所が被害を受けておるような状況でございまして、その被害の総額は三カ所で一億五千万。これに對しまして三分の二の国庫負担をいたしまして、一億の補助金を計上いたすことになっております。それで、相当

事業が大きいものでございまして、とりあえず本年度で四千万、それから明年度で六千万計上いたすことに、すなわち大蔵省の方と話がついておるよう次第でございまして。従いまして、この特別立法はいたしません。補正予算で、この終末処理場の復旧はいたすことになっておるわけでございます。それ以外の下水、あるいは先ほど滝井先生もお話の開渠等にございまして土砂の処理等の関係については、全部建設省の所管で、私どもの方の所管でございせんので、御了承いただきたいと思ひます。

それから、清掃関係の問題でございしますが、尿尿あるいはごみ処理、これにつきましては、施設関係の復旧と、それから災害地におけるごみ、あるいは尿尿等の処理に要しました臨時的な経費がございまして。この問題につきましては、先般補正予算計上の際に、まだ水没地帯その他の実態が把握できないような状態にございまして、従いまして、この点は予備費から支出してもらうということになっております。最近、ようやく被害額が判明いたしましたので、清掃事業の關係につきましては、約六千七百万円の事業費であります。また、消化槽、あるいはごみ焼場等の清掃施設の被害額、これはおのおの約四千万円、おのおの二分の一の補助率をもちまして、双方合わせまして約四千万、ただいま予備費から支出してもらうように折衝中の段階でござい

ます。○滝井小委員 最終的になると、どうもみんな予備費が出てくるのです。予備費で出すつもでございまして、予備費で出すつもりで、積みも積もって、まるつきり計上されなかつたということになってしまふ。すいぶん積もつたのです。今まで答弁を聞きおつても、何億という予備費になる。厚生省は弱いから、何もかも予備費、予備費で回されて、法律には何も載つておらぬ。しかも、今の尿尿処理や下水道の終末処理のために三千二百四十三万、四千万というものが削られてる。既定経費を供出させられてる。そして、供出しておいて、今度大事な五千万円というものは予備費という不確定なものをもらう。あなたの方が手の中に持つておつた経費三千三百万円を供出させられて、不確定な五千万円をもらつても何にもならぬ。こういう予算のやり方、厚生省の大蔵省との折衝のまずさにはあてがひが尽きます。こういう尿尿処理や終末処理の既定経費を一方で出して、災害にあつて予備費をもらつてきて、何にもなりません。厚生省の予算はそれだけふえはしない。わずかにその差額だけがふえるという形、しかも、それは非常災害にあつたときに、ちよつとびりしか、こういう経費がないうということの意味するわけですね。公衆衛生、簡易水道、環境衛生対策費といひ、まるつきり黒星ばかりです。そうしますと、今の名古屋、豊橋、岐阜の三カ所が一億五千万円終末処理のために財政的支出を必要とする状態になつておりますが、そのうち一億円を計上する。そうすると、その経費は、補正予算で見ますと、下水道終末処理は四千万円しか出ていない。あと六千万円というものはどこに出ておるのですか。

費で出すつもりで、積みも積もって、まるつきり計上されなかつたということになってしまふ。すいぶん積もつたのです。今まで答弁を聞きおつても、何億という予備費になる。厚生省は弱いから、何もかも予備費、予備費で回されて、法律には何も載つておらぬ。しかも、今の尿尿処理や下水道の終末処理のために三千二百四十三万、四千万というものが削られてる。既定経費を供出させられてる。そして、供出しておいて、今度大事な五千万円というものは予備費という不確定なものをもらう。あなたの方が手の中に持つておつた経費三千三百万円を供出させられて、不確定な五千万円をもらつても何にもならぬ。こういう予算のやり方、厚生省の大蔵省との折衝のまずさにはあてがひが尽きます。こういう尿尿処理や終末処理の既定経費を一方で出して、災害にあつて予備費をもらつてきて、何にもなりません。厚生省の予算はそれだけふえはしない。わずかにその差額だけがふえるという形、しかも、それは非常災害にあつたときに、ちよつとびりしか、こういう経費がないうということの意味するわけですね。公衆衛生、簡易水道、環境衛生対策費といひ、まるつきり黒星ばかりです。そうしますと、今の名古屋、豊橋、岐阜の三カ所が一億五千万円終末処理のために財政的支出を必要とする状態になつておりますが、そのうち一億円を計上する。そうすると、その経費は、補正予算で見ますと、下水道終末処理は四千万円しか出ていない。あと六千万円というものはどこに出ておるのですか。

○聖成説明員 これは来年度でござい。来年度計上することに話がついております。

○滝井小委員 いや、三千二百四十三万円も取られておつて、今年四千万円出して、六千万円は来年度だ、こういうやり方、どうも大蔵省はすると思ひます。そうしますと、建設省とのそこらあたりの関係はどういうことになるのですか。水は下水にも一ぱいたまつておる。土砂は一ぱいにある、こういう形なんです。片方は九割なんです。あなたの方からは、今から二年間くらいでちよつとびり四千万円出してやる、こういうことになる、そこらの仕事の均衡がとれない。へまをして、金を出したくなくれば、道路の土砂を下水と終末処理の中に全部はうり込まれてしまふ。そういう仕事の関係はどういうことになるのですか。

○聖成説明員 先ほど私が申しましたように、終末処理場は、地下に埋没してあります。水洗便所の糞尿が地下にありまして、下水道の中に流れ、流れ流れて末端にありまして終末処理場に流れていく。その処理場におきまして、御案内のように糞尿の処理をするわけですね。この施設だけの問題でございまして、従いまして、下水と言えましかどうですか、道路のふちにあります開渠、そういう問題は、この糞尿とは関係ありません。私ども全然関係がないわけにございまして。従つて、地下に埋没してあります開渠の下水道につきましては、終末処理場との関連があるわけにございまして。この問題は、私どもと同じ三分の二の補助率で、建設省

が復旧工事をいたすということになっております。これも特別立法はいたさないで、補正予算で、予算措置でやるということと歩調を合わせてございませう。

○滝井小委員 暗渠になっておても、それは初めから終わりまで全部暗渠というわけではなくて、やはりどぶ川へ出ておるところは、出てくるわけです。下の暗渠に道路の水が流れ込むでしよう。土砂も流れ込んでいつていくわけですね。暗渠には相当の土砂がたまっておるはずなんです。だから、あなたの方の問題と建設省の下水道の問題は、一貫したものです。しかも、洪水、水をたたえたりということは、単に平地にたたえたりばかりでなくて、そういう下水道にも、終末処理場にも一ぱいたたえたりになるのです。たまたまた水を排除するのは九割国が持つということなんです。そうすると、水を排除するということとは、同時に下水の水を排除することにもなるわけですね。それは三分の二というけれども、水には下水の水と、下水でない、暗渠でないところにとたまっておる水という区別はないです。ちよつと流れれば出ていくんですから。そこらの関係は、どういう工合に仕事の処理をするのかということなんです。あなたの方はまん中にあるわけですね。終末だけでも、もし、それが川に流れずに、水たまりになっておるとすれば、あなたの方の終末処理というものは、洪水という大きな面から見れば途中にあるわけですね。そういう点、どうも、見ておりましたも補助率も違ひし、法律も作らずに予算措置でやっている。予算措置でやっているけれども、それも予備費の分なんかも

あつて、全部くれるのか、くれないのかわからぬ。来年度ということになると、どうも大事な点で、私はあなたの言うことだけでは納得のいかぬところがあるのです。だから、大蔵省は、どういう工合に堆積土砂と洪水の問題と下水道の終末処理の問題とを関連して考えていっているかわかりかねるのです。これは、そのくらいにしておきましよう。

次には、公衆便所、火葬場、それから屠畜場、こういうものの関係は、一体どういう工合になっておりますか。

○聖成説明員 公衆便所の復旧につきましては、約五千万の予備費を要求しております。これは市町村の数にして七ないうし八市町村でございますが、予備費で要求いたしております。それから屠畜場、火葬場につきましては、今回は特に災害予算を計上しないということにいたしております。

○滝井小委員 公衆便所も予備費になりました。そうしますと、屠畜場や火葬場というものは、災害はあるけれども、そういうものには、いわばもう出す金がない、こういうことですか。

○聖成説明員 被害の金額も比較的軽小であり、特に屠畜場につきましては、御承知のように、これは収益的な事業であるという点を考慮して、特に予算を計上しなかつたのであります。

○滝井小委員 屠畜場が収益事業であるというなら、中小企業や医療機関なんか、みなある程度の利益を上げていますから、収益事業になる。そういうことでは、私はやはり困ると思う。どうもこういふところが、力が弱いもの

ですから、全部大蔵省にうまうまめられてしまつておる。

それから、保健所の災害についてはどういふふうになっておりますか。

○聖成説明員 公衆衛生局の所管で、私の直接の所管でございませうが、二分の一の補助率で、これも予備費で要求することになっております。

○滝井小委員 ここにも予備費が出てきました。そうしますと、一体保健所は何か所くらいやられて、どのくらいの被害額ですか。

○聖成説明員 二分の一の補助率で約四千万ですから、八千万程度の被害でございませう。私が承知しておりますところでは、ある一つの保健所が全然水に流されてしまつたとか、あるいはつぶれてしまつた、そういうような被害はございませう。それで、たとえば、かわらが全部飛んでしまつたとか、あるいはガラスがひどくやられたとか、あるいははいがこわれたといったふうにおいで出ている。そういう状況で、特に一カ所なり二カ所なり全壊してしまつた被害はないようでございます。

○滝井小委員 これも予備費ですね。今の公衆便所、保健所、それから消化槽の清掃施設ですか、とにかく、そういうもので五千万、四千万と予備費が出てきました。それで厚生省の方は全部予備費の額をこのくらい、このくらいと言つておるわけですね。あなたの方

は一つも予備費の額を言わない。そうすると、われわれとしては、特殊の伝染病とか、それから隔離病舎というやうなもの、はつきりこの法律で出ておるからわかる。予算もおおよそわか

るわけですね。ところが、それと同じよ

うな比重の公衆衛生の諸設備等が、みな予備費でいったら、さっぱりわからないわけですね。額が少なくていい、ちりも積もれば山となるで、今聞いただけでも、まさに三億ぐらになつて、ちりあつたのようになつて、そういうものを、弱いからといってけ散らされては困る。だから、一つあなたの方で、決定額でなくてもよろしいから、厚生省だけで、予備費で計上するものは、これとこれとこれとである、それはおおよそどのくらいの額になるということをお一つ発表して下さい。

○岩尾説明員 ただいま本費計上と予備費についての御質問でございますが、大蔵省といたしましては、本来ならば、なるべく本費に計上いたしたい、こういうふうに考えておるわけでございますが、たとえば、国の機関のようなものにつきましては、財務局等が実際に被害の算定をいたしまして、その報告に基づいて査定をするというものがございませう。現在、ほとんどの被害地におきましては、この査定が現在の状況では進行いたしておりません。極力早くやるように勤めておりますが、被害全体が今回のように特殊な被害でございませうので、的確な数字はまだ参つておりません。それから、そういう国との機関につきましては、そういう関係で、今後の財務局の査定によつて決定するもの、こういうものが予備費形態をとることになります。それから、被害の僅少と申しませう、もちろん限度はございませうけれども、本費計上にしておるものと比べまして、額のかなり小さいものは予備費でやりたい、こういうことで、予備費でやっておるわけでございます。そこ

で、午前中も御質問がございまして、もちろん厚生省といたしましては、いろいろな数字を持っておられると思いますが、われわれといたしましては、今申しましたように、現在持つておられる数字につきましては、従来の経緯等から見まして、たとえば、かわら一枚飛んだのも一件として上がつてきたものもあるし、あるいは非常に重大な被害が、そのまゝ過小に見積もられて報告されておるものもございませう。そういうものを現地に持つてよく算定していただいた上で、予備費は幾ら出すかということを決めたいたしたい。予備費を出した上に、この予備費が不要になるといふようなことは困りますので、その辺はしっかりと査定に基づいてやりたい、こう思つておりますので、先生のおっしゃるやうに、これを特に張るというつもりはございませうけれども、現在の状況において、どのくらいの額が出るかということには、ちよつと申し上げられませう。

○滝井小委員 どうも、私、朝から岩尾さんの説明を聞いておると、まるきり、これでは何もわからぬです。少なくとも、政府が五十億の予備費を計上して、主管官庁である厚生省や労働省は、これくらいの予備費というものをわれわれは計上いたします、ということの説明はおける。ところが本家本元の大蔵省が、それは今から財務局が査定しなければわかりません、そういう言い方をすれば、予算に計上しておるものはみなわからないことになつてしまふ。これはあなたの方の言うやうに、みなまるい数字じゃありませんか。委員長、朝からあなたが聞き通る、まるで木で鼻をくくつたやうな答弁しか

できていない。これではかえって、この法律を上げるという了承はできません。私は少なくとも党を代表して、社会労働全般の質問をせよということである。これは、できなければ、私は待ちます。そこで、あしたか、あさってか本委員会をやるでしょうか、本委員会までに、厚生省なり労働省関係のこの小委員会に所属する予備費の支出のものを、ラウンドの数字でかまいませんから出していただきたいと思ひます。それは当然出さなければいけません。各省がみんな五千万円だ、四千万円だとおっしゃっているのですから、それをあなたの方だけが、今から財務局が査定をやらなければできないということでは、これは全部返上します。これは、全部がわからず何から調べたものではないのです。大蔵大臣の腰だめのものですよ。予備費だつて、われわれは腰だめのよろしいのですから、一つあなたも帰ってからよく大蔵大臣と相談して下さい。一応まるい数字で出してこれという事です。おおよそ予備費については、五十億の中に厚生省関係はどのくらい、労働省関係はどのくらい、文部省関係はどのくらいだということを出していただかなければ困ります。今のような岩尾さんの答弁では、私は満足できませんから……。

○三田村委員長 大蔵省に望んでおきますが、今の滝井委員の御意見の通りに、大蔵省では予備費を五十億持つておられるのですから、大体の計数はあなたの方でおわかりになっておるはずで、これはあつても、あさつてもいいですから、一応主計局長なり責任ある主計官が出て、当委員会御説明願ひたい。

○滝井委員 申し上げます。滝井委員の御意見の通り大蔵省に伝えましたから、御了承願ひます。

○滝井小委員 ぜひ一つ、そういうことで相談して下さい。

次は、医療の融資の問題です。これについては、医療局と銀行局との話し合いの結論だけを言つて下さい。

○磯江説明員 午前中の本委員会においてお尋ねのございました医療関係の特例法に基づきます金融措置につきましては、厚生省とすてに打ち合わせをいたしておるところでありまして、午前中の御趣旨に基づきまして、なお上司並びに厚生当局とも御相談をいたしました結果、ただいままでのところ両省間で意見のまとまつておる点を申し上げたいと思ひます。大部分の点につきましては、すでに私が午前中の当小委員会において申し上げたこととございまして、繰り返すようになる点が多いかと思ひますが、御了承をいただきたいと思ひます。

まず、特別措置の内容といたしまして、国民金融公庫及び中小企業金融公庫の両公庫から融資を行なう。その場合には、中小企業といたしまして、現在は個人の医者でありますと、従業員三十人以上ということになっておりますが、三十人以上のものにも融資ができるようにいたします。金利につきましては、現在、通常の場合九分三厘であります。これを三年間一定の条件のもとに、六分五厘まで軽減いたすことにいたします。それから償還期限及び据え置き期間につきましては、通常の場合よりも延長いたしましたして、償還期

限は七年まで、また、据置期間につきましては一年の据置期間を認めるといふことにいたします。

それから貸付資金の使途でございますが、これは午前中、設備資金及び長期運転資金というものを包括的に申し上げましたが、具体的に例示いたしますと、たとえば、病院の建物であるとか、ベッドであるとか、あるいは手術台とか、レントゲンの機械とか、そういう医療の機械器具、そのほか、医薬資材というふうなものも入ると思ひますが、そういうものが対象になるわけでございます。なお、貸付資金につきましては、午前中に申し上げました通り、中小企業金融公庫には六十三億円、国民金融公庫には四十二億円の政府資金を追加することにして、この資金の範囲内におきまして、具体的に医療者からの資金需要の実情に応じて貸付を行なつていくことが適当であらうと思ひます。特に医療向けにどの程度というワケは、今の段階では定めないでやつて参りたいというふうに考えております。

以上が、ただいまのところ両省間でまとまつております特別措置の内容でございます。

○滝井小委員 そうしますと、中小企業金融公庫では千万円まで貸すことができるわけですか、貸付限度は。

○磯江説明員 中小企業金融公庫におきましては、貸付限度は原則として一千万円となっております。ただ、特別金利を適用します金額は、一千万円全額というところではなしに、ある程度の限度を設けるを得ないかと思ひますが、貸付限度といたしましては、原則

として一千万円までは融資できることになっております。

○滝井小委員 これは一番大事なところで、私は今のあなたの説明で、その貸付限度額を言われぬから、千万円までを六分五厘で貸してくれる、この理解しておつたのですが、今の言葉の端にちよつと出た、六分五厘はどうかという、その限度は何かつけるのか。そこをはつきりしてもらわぬといかぬ。

○磯江説明員 六分五厘を適用いたします金額の限度につきましては、現在、一般の中小企業者に対しては特別金利につきましても限度を設けておりますので、同様な趣旨によりまして限度を設ける考えでおります。

○滝井小委員 その限度は幾らですか。それが一番大事な点です。説明をいたしますと、普通の医療機関を作るならば、常識的に今最低百五十万円はかかります。そしてそれに初度調剤費、自衛隊がいわゆる初度調剤費といふのを使いますが、その初度調剤費をやるためには、三十万から五十万かかるのです。最低二百万円というものが限度でなければならぬと思ひます。社会党案は二百万円にしてあります。どうですか、そのくらいやる意思がありますか。

○磯江説明員 限度につきましては、二百万円という限度は、今のところ考えておりません。

○滝井小委員 それならば、限度額は幾らですか。この一番大事なところを言つてもらわないと、話にならぬです。これはきまつておらなければ、あすでもかまいません。待ちますから……。

○滝井小委員 問題、流失したり、だめになった医療機関を再建しなければならぬわけですね。そうしますと、これを新しく作るのには一体どの程度の金がかかるかというところは、大体百五十万から一千万の間の常識です。普通の医療機関らしいものを作るために百五十万円、そして運転資金その他が三十万から五十万かかる。いへば、まず二百万円くらいのものは、非常に常識じゃないですよ。そんなちやちなものを作つたつて、医療法で医療局が認めないでしやう。だから、やはりそれくらいのものをきちつと言わなければだめです。そのために私は午前中から午後まで待つてゐるので、……。この段階であつた方です。……。この段階であつた方です。……。この段階であつた方です。……。

委員、一番大事な、一体幾らの金を貸してくれるか、額がきまらない、

第二類第一号(附属の一) 災害地対策特別委員会厚生労働等小委員会議録第二号 昭和三十四年十一月十七日

一七

になった分については罹災者に限つてという御説明でございましたね。その限度額は、従来の方でございますと、

ね。そうすると、ただいまおっしゃったことは、罹災者であれば十万円までは借りられるのでございますか。

○高田政府委員　これは原則は五万円でございます。それで、一般の世帯更生資金は、特別な場合に例外的に十万円以内というところでございます。

田まで認めてもよろしいということになつておるわけでございます。今回災害の關係の分につきましては、できるだけ広くそういう該當者に貸し付けて参りたいと思ひまするので、やはり原

則の五万圓ということでもやって参りた  
い、私今さように考えております。  
○伊藤(よ)小委員 大へんこまかいこ  
とですが、そういったしますと、その場  
合、無利子で、連帯保証人一人以上、

二年間以内の月賦または一括返還ということができますか。

○高田政府委員 これは据置期間が無利子でございますが、据置期間を越えました場合には、年三分の利がつきます。非常に低利でございます。御参考までに、世帯更生資金のうちの生業資金につきまして申し上げます。

ると、限度は五万円、償還期間は四年以内でございます。それから据置期間

は二年以内ということで運用をいたしたい。従いまして、二年以内のその据置期間中は無利子でございます。あと四年間につきましては利子がつく、こういうことでございます。

○伊藤(よ)小委員 いま一つ伺います  
が、それで、それを借りるにあたりました、罹災者であれば借りられますか。  
先ほどおっしゃいましたように、ここ



〔小委員長退席、小島小委員長代  
理着席〕

○伊藤(よ)小委員　それで、私は、も

第二類第一号(附属の一)

災害地対策特別委員会厚生労働等小委員会議録第二号 昭和三十四年十一月十七日

一九

でございすけれども、全壊について  
七百万、半壊について五百万、床上浸

たい人の手に渡らないということがご

策特別委員會厚生労働等小委員會會議錄第

もちろん十分とは申せませんけれども、相当な資金量にはなると思います。

人に貸し付けていくという格好でござ

昭和三十四年十一月十七日

生委員の副申というような問題が、借りる側にとっては非常にワクを縮める

会されてから、この特別対策委員会に

対策のために行なわれるであらうけれども、それらのものが完全に行なわれ

けです。ところが、和歌山県に参りま

一九



だといふほどの自信があつて、二千六百名でいいと言われるのか、その点について一つ。

○百田政府委員 まず第一に、二千六百人と数字は動く可能性があるといふことを私先ほど申し上げました。そこで私どものあれといたしましては、先ほど先生からも御指摘がございましたけれども、今度の災害地におきましては、現在御審議中のいろいろな災害復旧事業その他が興される。しかしながら、これまでには時間的なズレがあるといふことで、失対事業をどのくらいにワクにするかといふことも、災害復旧が始めればそれとの調整の上に行なわれる、こういうことにならうかと思ひます。それからこれが地方財政で負担できるかといふお話でございますが、この点は、私地方財政のいろいろな事情からして、県によって事情も違ふかと存じます。われわれの方といたしまして、こういう災害でありますから、府県のそうした事業もふえる。従ひまして、そうした財政上が困難であるからといふことで、特に五分の四という高率の補助を適用いたしたわけでありませう。失業対策事業として逆にこれ以上越えるといふことは、今の政府全体のあれとしては非常に困難な事情にあるわけでありませう。

○五島小委員 非常に人員が多くなつた場合は、予備費の方からやるんだといふようなことで救つていくことはできると思ひます。ところがここに問題になるのは、一般の緊急失対におけるところの、主たる生計の責任ある者といふ、いわゆる道格基準の問題がそこに出てきましよう。この問題についても同僚委員から質問があつただろうと

思ひますけれども、この場合われわれは話し合つて、非常時の場合だから、道格基準といふものをつとてしまつて、できれば農山漁村におけるところの緊急失対をここに異すといふような場合は、御主人も奥さんもあるいは子供も、就労のできる人たちは急激にこれに吸収をして、できる限り道路あるいはその他のいろいろな事業にこれを使つて、そして災害そのもののすみやかなる復旧のために活動させることが必要であらう。ひいてはその災害地域におけるところの人の収入源になつていく。その間に林業あるいは水産業といふ面で救ひ上げていって、完全なる復旧の方向に持つていかなければならぬといふことではないかといふことですが、この点については道格基準の問題が適用されるんじゃないか。この特別措置法の中から判断するに、道格基準はやはりやるんだといふようなことになるんじゃないですか。それでは打ちひしがれた被災住民に対するところの的確なる災害復旧の手段とならないんじゃないかといふように思ひます。

○百田政府委員 おっしゃるお氣持は、私もよくわかるのです。そのためにもこそ、そうした場合の災害復旧事業あるいは救農土木事業が早期に実施されることを期待しておるわけでありませう。それまでの期間一般失対事業をやつていくという場合には、現在行なつております一般失対事業の条件でやつていただく。ただ全般的な問題として、今おっしゃる問題が、失業対策事業の一般的な問題としてあることは事実でございます。われわれとして

も今後一そう考えなければならぬ問題だと考へております。

○五島小委員 この道格基準の問題については、行政措置の問題ですから、行政措置上できる限りいろいろな人たちの救ひ上げていくといふような方法について、各都道府県を指導してもらいたいという氣持で私たちは一ぱいなんです。そういうようなことを申し上げておきますけれども、五分の四をわれわれは一〇〇%の國庫補助すべきである、こういうふうに考へておるのである。というのは、なぜかと言ふと、一般の平常の場合じゃない。これは天災地変におけるところの一時的な災害による打ちひしがれた生活である。従つて、これは事業所の責任ではない。首を切られたから、失業したから、そこで何か仕事を与えなければならぬといふような、経済の問題から生まれたところの失業の問題ではなくて、天災地変の中から出たところの現象である。従つてそういうようなことは、地方財政に一部の負担をかけるというよりなことではなくて、全額國庫補助すべきだといふように考へておるわけなんです。ところが一部には異論があることになりませう。各被災県は道路に、あるいは清掃にといふようなことで仕事を與へれば、それはそれなりに、國が費用をかけたのが該都道府県の財産になつてしまふのだから、従つて、のべつまくなしに広げてしまつて、どれだけでも仕事が行なわれるのではないかといふような心配の向きもあるやうですけれども、そういうようなことは、限られたところの被災住民の生活を救ひ上げていき、そしてある一

定の期間をつける限りにおいて、そういう杞憂はないと思ひます。それが高率補助をしたのだといふことで五分の四、あとの五分の一は被災県に負担させていく。それが公共事業を興すような場合に制限といふか、ある一定の限度を持たせるのだ、それで大体調節をされるのではないかと、そういうことが杞憂されているならば、そういう杞憂は当たらないのではないかと僕たちは思つておるのですけれども、全額補助の問題と五分の四、あとの五分の一が地方財政に負担せよといふそのギャップ、局長は急激なる災害、天災地変におけること、事態の調整について、どうお思ひになりますか。

○百田政府委員 今回のような場合に、特に地方公共団体が事業を主体になつてやるというものについての國の負担分という問題は、単に失対事業の問題に限らず、実は全般的な地方財政の負担の問題になつて参りますので、失業対策事業に高率補助を実施することについて、その点からくるいろいろな意見もあつたわけでございます。多ければ多いに越したことはございませぬけれども、いろいろな考え方をいたしました場合には、今言つた失業対策事業、特に現在やつておるものについて、高率補助をするといふことは、明らかに地方の財政の負担を考えたら、ごさいまして、地方の財政は失対だけをやつてゐるわけではない、特に災害復旧事業も行なうといふことになりましたので、非常にむづかしい問題があつたわけでありませう。だからわれわれとして、失対事業につきまして五分の四の高率まで持つていったといふことは、実は正直なところ、精一ぱ

いであつたといふことを申し上げておきます。

○五島小委員 精一ぱであつたといふことは、一〇〇%國庫補助をするつもりであるけれども、五分の四まで高率補助を持つていったといふことは、大蔵省との関係において労働省は精一ぱいであつた、こういうことになるのですか。

○百田政府委員 そういう意味ではございませぬので、今申し上げましたように、地方財政の一般的な問題といふことになりませう。この財源負担といふのが、いろいろな交付税その他の関係で見られるとすれば、個々の事業についてどういふことを考へる必要があるいはなかつたかもしれない。そういう関係もございまして、失業対策事業についても、少なくともわれわれといひましたのは、二十八災を下らないやうにいたしたいといふことでやつていくわけでございます。

○五島小委員 そうすると、二千六百名の新規吸収といふ中には、三重県の漁民あるいは和歌山県の漁民の問題や林業労働者の問題、その他農村の生活者の人々も入つてくるであらうといふことが想定された人員ですか、さらに聞いておきたいと思ひます。

○百田政府委員 災害によつて新たに失対事業を実施する必要な生じたものにつきましては、今の漁民の關係、あるいは林業の關係等につきましても、当然われわれとしては予想をいたしておるところでございます。

○五島小委員 それでは失対のことについて、八木さんも質問があると言つておられますから、次に失業保険の問題を数点聞いておきます。

第二類第一号(附屬の一) 災害地対策特別委員会厚生労働等小委員会議録第二号 昭和三十四年十一月十七日

二二

この法律案を見ると、政府提案の法律案と、それから社会党から提案したところの法律案の対照点は、二点あります。その一つは、一般失業保険とそれから日雇い失業保険の七日及び三日の待期間が、そのままに行なわれ、そして失業に関する特例というものが一つの問題となつて、二十八災當時と同様に取扱いというものが、失業保険の政府提案の要旨であります。社会党はこの七日及び三日の待期間を全然なくし、それから失業に関する特例という中に、交通途絶の場合、これも失業とみなすという、特異な対照点が二点あります。そこでこの政府原案の失業に関する特例というのを見ると、「労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にある休業者は、法の規定の適用については、失業しているものとみなす。」と規定をされておるわけですね。そうすると、われわれ社会党から提案したところの、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、交通途絶をして就労することができなくて、賃金を受けることができない状態にある休業者は、これを失業者とみなすというふうな意味と、非常に似通つておるわけですね。ところがこれはどこからきたかという、第三条の休業の確認というところから違つてくるのだらうと思ひます。それで第三条を読みますと、事業所が被災しなければならぬんだという事です。ところがわれわれが交通途絶の場合という事を想定するに、三つの例があると思ひます。御承知のように一つは、工場そのものが被災をして、そうしてかわらやガラス

は飛んだらうけれども、労働者自身は被災をしてない場合が想定されます。その場合は第三条から受けて第五条の特例になる場合があるのだらうと思ひます。ところが今度は逆に、工場は被災をしてないけれども、労働者自身も、出勤できないんだというふうな場合があると思ひます。もう一つは、工場は被災してないんだ、ささいな被害だけで終わった、それから労働者自身は、屋根がわらやあるいは雨戸やガラスが被害を受けたけれども、ほんとうに床上浸水とか半壊とかいうふうな被害を受けてない。しかし交通が遮断されて、あるいは、途中の村が水につかつて、そして工場に行けない、工場は完全に操業してないというふうな場合で、働く意思と能力はあるけれども、仕事ができないんだ、こういうふうな三つの事例が想定されるわけですね。それで社会党としては、私たちは、この三つの場合を全部適用したらいいんじゃないか、非常に気の毒なんだ、だからこれは自分が災害を受けてない、工場が災害を受けてないけれども、途中の村が水浸しになったり、電車、バスがとまってしまつて、それが一週間、十日もとまったり、つかつたり、そして工場に出動もできないというふうな場合が、今回の災害には想定される。従つて、そういう場合に、この失業に関する特例の解釈の中に入れてしかるべきじゃないか、こういうふうなことを考えます。そうすると、一日でも電車がとまったらこれに該当しやせぬか。そうすると幅が広がつてしまつてというふうなことで、けれども、災害は災害なんですから、

そういうふうな場合も該当せしめていいんじゃないかと思ひます。そうしてそれを該当せしめる。一週間の待期間を設けられて、八日目からこれを支給するのだ、こういうふうなことで、これは一般の失業保険の問題になりますから、今回はこういうふうな災害時にわたつて特異な問題ですから、こういう待期間というものは、確認のために被災証明でちゃんといけるんじゃないか、従つて、確認事務の困難さはないんじゃないか。だから私が以上申しましたように、待期間を全部とつてしまふ。それからまた日雇い失業保険の問題についても、三日間の待期間があるけれども、ある村がやられて、ある町がやられて、そこに緊急失対の人たちが仕事をしておる。ところがそこがやられたから、隣の町に失対の事業を興す、しかし隣の町に行くためには、そういう決定するために三日も四日もかかった、そういう場合は、これをゼロにして、すみやかにこの失業保険という措置を講じていいんじゃないかというふうに私たちは主張するものですけれども、この点について、二つを一緒に私は時間の節約上言つたのですけれども、これはどういうふうにお思ひになりますか。

○百田政府委員 今度の政府として出しました失業保険特例法は、現在の失業保険法のベースに、こういう場合にいかにして失業保険の上に乗せていくかという事を主として考えたのでございませう。つまりいろいろ申し上げますと、これは前回の場合にも同様なことをやつたのでございませうが、事業所が災害を受けて休業止をしたから仕事ができな、そのために、労働者がおりましても、それが職場をなくしておるといふ状態であるわけですね。その場合におきまして、通常の外国の失業保険の例等をとりますれば、一時解雇と申しますか、そういう形でやつていくわけにございませうけれども、わが国の場合には、そういう場合に一々雇用関係を切つていく、解雇という手段をとるといふことは、いろいろ厄介な問題も生じますし、わが国の慣行にも適しませんので、これはそのまま、休業は現に働いてない状態であり、職場もないという事で、それは現実に失業といふ状態と認めて、失業保険のベースの上に乗せていくという事で、この特例法案を提案いたしましたわけにございませう。その関係で、待期といふのも、休業を失業と認める。従つて、失業と認められたものにつきます。現在の失業保険法に乗けていく、こういう趣旨であるわけにございませう。そこで今回の場合におきまして、こうした特例法をわれわれが提案する前におきまして、何とかこれを失業保険で救えないかというふうなあれがございまして、そのために後に十條あたりに出て参つておりますのが、今申し上げましたように、すぐにでも金をもらえなければ生活が困るからというふうなあれがございまして、再雇用の条件付の一時解雇といふものをやつていく、これはどうなんだ、この特例に乗つけてくれぬか、こういうふうなお話があつたわけでありませう。従ひまして現地で、特に愛知、岐阜、三重の三県におきましては、そういう措置をとつたのもかなりあるわけですね。従ひまして、この場合におきましては、まさに失業保険法そのものでございませう。し

かしながら、その場合と、この休業を失業とみなしてやるということの間に、差別ができてはいけないというところで、休業、失業につきまして同様な措置をとつたわけにございませう。基本的な考え方としては、いろいろ事情があるかと思ひますが、われわれもいたしましては、今申し上げたような趣旨で、現在の失業保険の体系をくずさないで、その上に解釈できるものを乗せていくというものが、この趣旨であるわけにございませう。

○五島小委員 現在、失業保険の積立金といふんです、失業保険財政は、六百六億円の黒字になっておりますかどうですか。

○百田政府委員 現在積立金としては六百六億あるわけにございませう。

○五島小委員 今回の失業保険法の特例の問題については、その六百六億円の中から支給されるということになるわけですね。違いますか。

○百田政府委員 この措置をとることによりまして、大体の見込みが十七億程度のものを必要とする、給付増になる、こういうふうな考えです。そういういたしますと、三分の一は国庫負担でございませう、あとの十二億程度が残るわけにございませう。現在失業保険の本年度の予算に相当の予備費がございませうので、予備費でまかなう、こういうことでございませう。

○五島小委員 それから失業保険の財政ですね、そういうふうなことから、たとえば石炭の産産者に対するところの保険の問題の費用がこれから出る、それから災害の場合にいろいろ積み立ての中から出るといふようなことについて、全国の一般労働者から

ずっと積み立ててきたのを、特異的な事件について、これは天災地変とか、あるいはどうしようもない特別な事情によるところの離職、こういうようなことに失業保険の費用が回っていつて、そしていざという場合の全国一般の労働者に対するところの費用がだんだん削りとられていくというところは、非常に困るのだというよりな理屈も生じておるようであります。そこで、こういうような天災地変におけるところの一時の急激な打撃、あるいは世界的な経済の不況によるところの離職、どうにもこうにもしようがない、これは社会問題である、これは国をあげて心配しなければならぬ問題だというよりな場合は、一般の会計からこういう費用はこれに補充をしまかなうべきである、こういう意向が近ごろだんだん出てきている。こういうことについてどういうようにお考えになつておられますか、参考までにちよつと……

○田島政府委員 ただいま五島先生のおっしゃったことは、私はまさに正論であらうかと思ひます。労使及び国で拠出して金を特定の者だけということとは、まさに私もその通りであらうと思ひます。従ひまして、この災害の場合に、われわれがこういう法律案を提出いたしましたのも、現在の失業保険法のベースに乗り得るようになつて、ことと苦心をいたしたわけであります。つまりこの場合、休業ということと失業とみなしておられますけれども、これが後に書いてございます第十條のよう、こうした場合に、再雇用の条件の一時解雇ということで処理されるというところであれば、これは失業保険で処理していける問題であります。た

だ先ほど申し上げましたような事情で、一時解雇という形式はとらないけれども、実際問題として一時離職という形で、この形を失業と認めるというのが、この法律案の趣旨でございます。従ひまして、それに対して、一般の失業保険にないようないろいろな特例をつけるということは、非常にむずかしいような事情もあるわけでございます。また石炭のお話も出ましたけれども、これにつきましても、一応の議論をいたしましては、全般的に現在失業保険全体としては、初回受給者あるいは全体の受給者の総数は減つて参つておりますが、石炭については非常に出ております。そこで石炭については、給付期間を延長してくれぬかという要望もあるわけであります。しかし、石炭産業について失業保険の中でこれを延長する、しかも全部が同じ料率でいっておられますのに、どうしたら理屈をつけられるかという問題が、非常にむずかしい問題であります。やはり一般的に考えていかなければならぬ問題であるというふうな考えで、踏み切りかねておるといふ実情でございます。やはり特定な事実に対して、それだけに對して失業保険法を適用するといふ形は、形としては私も先生のおっしゃる通り正常ではないというように考えます。

○五島小委員 もう一つ、さらに振返つて、交通途絶というところですが、五條の解釈が今局長が言われたように、この三條から、休業の確認はどういう場合かというところ、事業を休止した場合は廃止したことによつて起こることだ。そうすると、私たちが言うより、工場は操業している場合、それか

ら自分は被災をしていないけれども、途中で交通が途絶して、あるいは水浸しになつたりなんかして、会社に通動できないというよりな場合、給料を引かれる。たとへば月給の場合には給料を引かれるわけですし、あるいは日給の場合には全然ないのです。そういうような場合を想定するがゆゑに、交通途絶というよりなことの項目をわれわれは期待しているわけですが、この点については、この三條にも五條にも含まれていないというよりなことです。それと、毒だとは思ひませんが、あるいはそれに対するところの考え方はどうか、参議院でも質問があつたと聞いておりますが、できるだけ会社、工場、事業場に対して、そういうよりな賃金の保障はしてやれというよりなことを、行政的に、通達省と連絡して、あるいは労働省単独で要望するのだ、こういうふうに御答弁になつたと聞いておりますが、それじゃ、やれよと希望してもやれないところがあるというよりな場合は、もうええな、こういうよりなことになりませんから、交通途絶の場合という場合をもちろぬ救済していくべきである、このように思つておられますけれども、これは赤澤政務次官どういうようにお考えになりますか。あるいは失業保険の待期間が一週間、あるいは日雇失業保険によつては三日なんだ。しかし、ほんとうは気の毒なんだ。だから、どうしたらよからうというよりな話し合いなどは何もございせんが、何かこれに對するところの対策を講じておられませんか。これで終わります。

○赤澤政府委員 こういう災害でございまして、被災者の方々にはできるだけあたたかい配慮が必要であり、政府としてはいろいろな措置を考えなければならぬ、これは言うまでもないところでございまして、実は皆さんから御提案になつておりますこの待期間の短縮の問題であるとか、あるいは交通途絶の、今もおっしゃるような場合をどういうふうに扱つかというところについては、きのうも実はお話を承つたあとで部内と協議をいたしました。きょうもお昼の時間をかなり費しまして、大臣とこの局長も交えて実は協議をしたわけでございます。決してなござりしておるわけでもございませ

ん。この交通途絶の場合についての根本的な考え方は、私も多少主観がまじるかも知れませんが、大体こういう災害があらはれた際に、事業主として、不可抗力で出社あるいは操業に参加することが不能な場合には、たとへば、月給であれば、全額払ひのが当然です。企業はほとんど大部分はそういう姿であらうと想像はしておるのですけれども、実際は因業業者がおつて、来れない者には日給をやることはないんじゃないかという者もなきにしもあらずです。そこで役所の方では、行政指導というところをお客えしたように聞いてたわけですが、実はその実態調査を急速にやらしてみたいわけでございます。ところが、事実は、ただいま入手した報告では、立派な金だとか見舞金だとかいふ姿で、大体六割以上のものがすでに払われておるといふことらしいのです。そこでこの交通途絶が三月、半年、一年も続くというところになれば、これは非常な問題ですけれども、

今となつては交通機関も回復しておりますし、場所によつては、長かつたところ、あるいは一週間ばかりで済んだところ、いろいろあつたと思ひます。しかし、その実情を調査してみたいところ、これは割合経営者側も、天災だからということで、かなりあたたかい計らいをしておるといふふうに私たちは実は聞いたわけでございます。中には、この点がうまくいかなくて、給料をもらえなかつた人があるかもしれないけれども、これは全体の中のほんの一部ではないかというふうに私も想像しておるわけでございます。ただ、通行不能の場合を今の休業とみなすというよりなことをいたしますと、いろいろ内輪話するわけですが、これも、事務的にそれを進めていくということになると、国道の復旧、これはバスが通つております。それから国鉄、私鉄、こういったものが、復旧の早かつたものも、おそかつたものもある。その沿線に住んでおつて、他のものも利用できるはずなのに、利用したとか、しなかつたとか、いろいろそのらの判定でむずかしいものが出てくるんじゃないかという内輪話もいたしました。にもかかわらず、そういう人たちが非常に多いなら、これはおっしゃるよりな、御期待に沿うよりな処置をしなければならぬという考え方で議論もして参りましたけれども、今のところでは、ただいま申し上げましたような報告も現地からきておるわけでございますので、政府としてはその問題は取り上げないということに傾いておるわけでございます。一つ御了承を願います。



○五島小委員 政務次官のこの一点についての考え方はわかりましたから、今後の参考にしておきます。これで終わります。

○三田村小委員長 八木一男君。

○八木(一男)小委員 赤澤政務次官におもに質問を申し上げたいと思います。実は小委員長のお話で、五時半までというところで、十五分しかありませんが、聡明な政務次官であられるので、理由はこまごましく申し上げなくてもおわかりだろうと思います。

実は、今の失業保険の特例法の問題、あるいは失対事業の国庫負担の特例法ですが、法律の名前はちよつと違ふかも知れませんが、その問題について全般的な災害特別立法について与野党の話し合いの場ができて上がりつづいています。どうなるかわかりませんが、与野党ともに熱心な交渉をしておるところでございまして、そこで与野党の方の意見も固まるということについては、当該主管官庁の責任者の方々の意見が大きく支配をする。それで、今まで政府の態度がそうでありながらも、政治的な理由で、与野党政府としてはそうであつたけれども、国会全体の立場、災害地全体の立場で、野党の主張点もとりまきに入れて、何か変えていこうという情勢に向いて参つておられますので、そういうときに、労働省をあずかつておられる方々として、どうか最大限にそういうことがうまくいきますように御配慮、御努力をお願いしたいと思います。お考えを承つておきたいと思ひます。

○赤澤政府委員 こういふことについて、われわれは言ひ出したことについての面子などということは全然考えて

おりません。ただ、おきめになることが将来に非常に悪例を残すのだとか、あるいは事務上、取り扱い不可能であるというふうなことをおきめになりまして、これは事実受けがたいと思ひますが、しかし、せつかくそういうけつこうなことでありますならば、これはそういうことにこだわらないで、御期待にこたへるだけの心意意はいたしておりますので、その点は御了承を願ひます。

○八木(一男)小委員 やはり私どもの気持ちに沿つた御答弁をいただきまして、非常にありがたいと思ひます。この一週間の間にそういう情勢がありますので、どうかできるだけの御配慮、御努力をお願いしたいと思ひます。

それからまた、直接労働省の所管ではないのでございまして、実は所管は厚生省の問題でございまして、労働省に非常に関係の深い問題であります。と申しますのは、国民健康保険の被保険者に対する一部負担分の減免、あるいは健康保険料の減免に対して、その分を国民健康保険会計に国から補助する法律が出ております。その法律の内容は十分だと思ひますけれども、趣旨は非常にけつこうな法律だと思ひます。ところが、国民健康保険の対象者にはそういう措置がとられている、あるいは国民健康保険を経営している団体についてはそういう措置がとられておりますけれども、健康保険、船員保険あるいは日雇労働者健康保険のそういう会計については、そういう被保険者、被扶養者に対しては、そういう措置がとられておらないわけでありまして、これは大きな意味の政治からいへば、非常

なアンバランスです。税金は全国民から納められておる。そのような社会保険に對するものの措置は、できるだけ公平に各部門に行なわれなければいけない。特に日雇労働者健康保険の被保険者、被扶養者というものは、国民健康保険の被保険者よりも、全般的に生活が困難な人が多いわけでありまして、そういう点がそのままになっていることは、どうしても首肯ができません。これは、どうしても首肯ができません。これは、どうしても首肯ができません。これは、どうしても首肯ができません。

この点も両党の交渉の過程に今入りつつあるわけでありまして、そこで労働省の方が、特に労働者の保護という見地から、厚生省の応援を、あるいは推進力になっていただいて、そういう問題で何らか具体的な措置がとれるように御配慮をお願いしたいと思ひます。

○赤澤政府委員 どうもちよつと不勉強でございまして、今までの行きがかりがどうなっているか、実はわからぬので、安定局長に聞いてみましたら、安定局長も十分に理解しておられぬようですが、御趣旨はよくわかります。ですから、われわれの役所の立場として、厚生省と話し合つて、御期待に沿うことができる場合には、私たちとしても全力を傾けたいというふうに考えております。

○八木(一男)小委員 この問題は、もう少し詳しく申し上げますと、こういうことなんです。厚生省の方は、国民健康保険には減免規定がすでにある、だからそれが自動的に発動せられるであらう、従つて、罹災地にはそういう対象者が多いから、会計に赤が出てくる、それを国庫負担で埋めようということなんです。ところが、厚生省の御説明によると、健康保険制度の方には自動的に減免の規定が整備されておらない、だから、そういう点で片方だけになったという御弁解なんです。これは非常に事務的な、法律解釈だけにどまつた規定であらうと思ひます。直接減免規定があるから減免を適用した、適用したけど、穴があいたから国庫負担をしろといへば、国庫負担については、この被災地の特例を出された。特例を出されたわけですから、同じような状態、それ以上の状態にある人にもおかしなことではないわけなんです。ただ、片方は本法の特例法を出さなきゃならない。片方は、本法ですぐ減免が規定できる、だから、その補てんの特例を出さう、そういうような法律上の、事務的な、一段階と二段階だといふことで、片方がはやり出され、片方が実行に移るといふことになる。それに対する弁解として言われまして、これは、そういう減免をしたら、一般の、火事で焼けたとか、そういうところの減免との程度が不公平であるから、できない、それで考えなかつたと言われ。そういうことを言ひ出しますと、特例法全体がそうなんです。公共土木災害にしても、農業災害にしても、これは集中的に非常な災害を受けているところがあるわけです。それで、これは高率補助が適用できない。これは大災害だから、特例でそういう民生安定なり産業の復興なりについての措置をしよという全般的な情勢があるのです。

それで、日雇健康保険について、ほかの火事のようなときでないから、今度出したら不公平だ、こういう理屈を言ひ出したら、特例法全部がそうなる。この理屈は通らない。この理屈が通らないといふことになれば、健康保険と国民健康保険とのアンバランスをほつておくといふことは、政治上これは許されなかつたと思ひます。ですから、厚生省の方で出さなかつた理由は、出さなかつたことについての形式的な答弁であつて、実質的な、世の中を納得させ得る答弁ではないと思ひます。

だいたい返答に詰まらされたが、しかし、そういうことはおわかりになつておられると思ひます。それを別に責めるわけではありませんが、ここでも与野党の話し合いで、そういうことについて何らか処置をしよというとき、厚生省も元氣を出していただき、労働省も大蔵省との問題や何かのときにバック・アップをしていただいて、労働者がそういう不利な状態にならないように、何かお力をおかけしていただきたいということでございます。

○赤澤政府委員 承知しました。

○八木(一男)小委員 その次に、失業保険法の特例がございまして、これをやられたことにつきましては、五島君の言われましたように、根本的には、災害によるいろいろの生活の困つた点、これは、国全体で国家賠償とか、国家の見舞金とか、そういうことでやるべきものであつて、失業保険の会計が偶然今黒字であるからというふうな状態ともからみ合つていふ思ひます。けれども、失業保険会計でやるというのは、ほんとうは厳密に言うとおかしいことである。しかし、全般的な民生

たくさん出てくるわけなんです。そのことも実は知っておりまして、きょうのお昼も、最後に、そういう質疑応答をやるようになったら、一体どういふ答弁をするかということについて、実は安定局長を交えて、大臣ともども、私もさんざんやったわけなんですよ。おっしゃる通りに、私もこの問題の中へ首を突っ込んでいますと、妙なことがたくさんあって、しかも議論を突き詰めていくと、制度の末端をどんどん突き詰めていくと、あやふやなことになる。はなはだ妙な工合なんです。こういつたことも今ここで言えば、それがまた一つの問題点になって、議論になってしまいますからここで申し上げませんけれども、大体意味はわかるんです。ですから、これはよく検討いたしましたして、御期待に沿えるか沿えぬかわかりませんが、そういう面にも手を伸ばしてやっていきたいと思っております。

○八木（一男）小委員　これで終わりにします。最大の御努力をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、たとえば、いろいろな擬制適用とかなんとかということになりますと、事務的な能力が問題になっておりますけれども、これは厚生省所管ですが、日雇労働者健康保険の擬制適用を受けておられる土建労働者の方々の事務能力と、たとえば、今申し上げた山林労働者の中の事務能力と変わったものではございません。事務的に政府がお困りにならないような態勢は、完全に整えられるというような点もございしますので、これはゆつくり政務次官なり、百田さんなり、また松野さんに一つ御相談に上がりたいと

思いますので、一つその点をお考えを願いたいと思います。

もう一つ、一番最後に、被災者援護法については、厚生省所管でございましょうけれども、そのような労働者の各種の保険とか、それから労働者に対する資金の貸付とかいうようなことがないものも含めまして、労働者も含めた一般的な生活に困られる人のために、被災者援護法を私どもは作った、これについての交渉も、三田村小委員長を初め、いろいろな方に申し上げているわけです。そういう点についても、赤澤さんにしても、また松野労働大臣にしても、労働者保護の立場から何らかの推進ができるように一つ御協力を願いたいということを御要望申し上げます。また他日あらためて御質問申し上げますが、きょうの御質問は、約束に従いましてここで終わることにいたします。

○三田村小委員長 本日は、これにて散会いたします。明日は十時半から開会いたします。

午後五時三十四分散会